

《研究ノート》

官製ワーキングプア問題（Ⅴ）

— 地方自治体で働く非正規公務員の雇用，労働（Ⅲ） —

川 村 雅 則

Ⅰ. はじめに

地方公共団体（以下，自治体）には数多くの臨時・非常勤職員が任用（以下，雇用ともいう）されている。いわゆる非正規公務員問題である¹。

短期間・短時間勤務者などが除かれた総務省の調べ²でも，全国でその人数は60万人に及ぶ。

彼らの任用は，民間の労使対等原則と異なり，任命権者である自治体側の裁量が過度に認められる結果となっている。しかも地方公務員法では，彼らが長期で働くことを前提とした規定が整備されていない。民間の非正規労働者でもなく，正規の公務員とも異なる，法の狭間にある存在と呼ばれるゆえんである。

そうした現状を政府も（一定程度）問題視し，任用等に関する通知³を各自治体に出すに至っている。

筆者も，この間，北海道内の主要な都市において，臨時・非常勤職員の雇用・労働に関する問題を，資料整理・聞き取り・アンケートなど各種の方法を通じて明らかにしてきた⁴。

問題解決に向けた議論の出発点として，まず，各自治体の臨時・非常勤の任用実態が明らかにされるべきである。

その上で，働く人たち（当事者）の雇用・生活の改善はもちろんのこと，公共サービスの質の維持・向上といった観点からも，必要な取り組みが行われるべきと考える。その作業の担い手となるのは，自治体当局や議員・議会そして働く人自身・労働組合である。

今回の臨時・非常勤調査も，以上のような問題意識で行った。場所は，帯広市である。以下に結果をまとめる。

Ⅱ. 調査の概要

本調査は，「帯広市嘱託職員労働組合（略称，嘱託労。執行委員長は梨本尚里氏）」の協力のもとに行った（嘱託労の概要は後述）。

調査は以下の三つで構成される。すなわち，(1)市から提供された文書やデータの整理，(2)組合執行部からの聞き取り，(3)臨時・非常勤職員を対象にしたアンケート調査である。

調査の内容は，これまでと同様で，臨時・非常勤職員の基本的な賃金・労働条件や，そうした条件に対する彼らの不安や不満を明らかにすることにつとめた。旭川・釧路に続き，アンケートも行った。過去のアンケートと異

¹ 上林（2012）や早川・松尾（2012）を参照。

² 総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員について」2013年3月29日発表。

³ 総務省「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」2014年7月4日。

⁴ 札幌市・旭川市・釧路市・函館市で調査を行った。そのうち旭川市と釧路市では，臨時・非常

勤職員を対象にアンケート調査も行っている。参考文献を参照されたい。

なるのは、労働組合に未加入の理由や労組への期待などを尋ねた点である。

なお、帯広市では、非常勤職員は「嘱託職員」と呼ばれているので、本稿でもそのように呼ぶ。

調査の時期は、2014年の秋頃から聞き取りや資料の収集を始め、同年12月にアンケート調査を行った。

市から提供された文書のうち、臨時・嘱託の任用に関する以下の3つの文書を本稿ではとくに引用している。

- ・帯広市臨時的任用職員に関する規則
- ・帯広市嘱託職員の任用等に関する規則
- ・帯広市嘱託職員の任用等に関する取扱要領

以下ではそれぞれの文書を、「臨時・規則」、「嘱託・規則」、「嘱託・取扱要領」と記す。

次にアンケート調査については、組合で把握できた臨時・嘱託職員に対して調査票を配布した。配布部数は765部である。

12月初旬に調査票を配布し、年内に回収されたものを分析の対象とした。回収されたのは321部だが、無回答の多かった3部を除き、有効回答数は318部である。

なお本調査では、無回答は除いて分析を行っているので、各設問の有効回答数は必ずしも一致しない。

本稿には、資料として、以下を添付している。

- 資料Ⅰ アンケート調査回答者の自由記述
- 資料Ⅱ アンケート調査結果集計一覧表
- 資料Ⅲ 嘱託職員の労働条件に関する資料
- 資料Ⅳ 嘱託労の2014年度職場要求・賃金要求(2015年度定期大会議案集より)
- 資料Ⅴ アンケート調査票

資料Ⅱは、(1)回答者全体のほか、(2)男女別、(3)任用根拠別、(4)年齢別(但し、人数の多い女性のみ)、(5)職種別(人数が5人超の職種のみ)、(6)組合(嘱託労)への加入状況別、それぞれの結果を掲載した。

資料Ⅲには、嘱託職員の(1)職種別の賃金等と、(2)休日・休暇に関する規定を掲載した。

Ⅲ. 調査の結果

1. 帯広市の臨時・非常勤の規模

総務省調査によれば(図表Ⅲ1-1)、2012年4月1日時点で、帯広市には、非常勤(嘱託)職員が457人、臨時的任用職員が159人、合計616人が雇われている。同時期における正職員数は1387人なので(総務省「地方公共団体定員管理調査」より)、臨時・非常勤割合は30.8%である。また、女性割合は約7割である。

帯広市の非常勤職員は、全て「特別職非常勤職員」(総務省調査の規定では、「地方公務

図表Ⅱ-1 「嘱託・規則」「嘱託・取扱要領」及び「臨時・規則」の趣旨

嘱託・規則	(趣旨)第1条 この規則は、嘱託職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。
嘱託・取扱要領	(趣旨)第1条 この要領は、嘱託職員の任用等に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、帯広市報酬及び費用弁償条例(昭和28年条例第18号。以下「条例」という。)及び帯広市嘱託職員の任用等に関する規則(平成14年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
臨時	(趣旨)第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項の規定に基づき、緊急の場合又は臨時の職のために任用される職員(以下「臨時的任用職員」という。)の任用、給与及び勤務条件等について必要な事項を定め、人事の適正な管理を図ることを目的とする。

出所:「嘱託・規則」「嘱託・取扱要領」「臨時・規則」より作成。

図表Ⅲ1-1 総務省調査にみる帯広市の臨時・非常勤職員数（2012年4月1日時点）

単位：人

区 分	特別職非常勤職員 (地公法3条3項3号)			臨時的任用職員 (地公法22条2項・5項)			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一般事務職員	25	108	133	7	103	110	32	211	243
技術職員	1	2	3	0	0	0	1	2	3
医師	1	0	1	0	0	0	1	0	1
医療技術員	0	6	6	0	0	0	0	6	6
看護師等	0	9	9	0	0	0	0	9	9
保育士等	0	37	37	1	25	26	1	62	63
給食調理員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職員	70	6	76	21	2	23	91	8	99
教員・講師	10	10	20	0	0	0	10	10	20
その他	47	125	172	0	0	0	47	125	172
合計	154	303	457	29	130	159	183	433	616

注1：調査対象は、2012年4月1日時点で任用されており、「1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上で、任用期間が6ヶ月又は6ヶ月以上となることが明らかな職員」に限定。

注2：帯広市では、一般職非常勤職員はゼロなので省略。

注3：臨時的任用職員の159人全員がフルタイム職員と回答されている。

出所：総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果について」（2013年3月29日発表）より作成。

員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者）として雇われている。

さて、図表Ⅲ1-2は、臨時・嘱託職員数の推移を、図表Ⅲ1-3は、部門別にみた正規職員数の推移を、整理したものである。

前者は、可能な限りさかのぼってのデータ提供を市にお願いしたが、2012年からの分にとどまった。後者をみると、臨時・非常勤の「活用」に反して、およそ10年で、正規職員は1割ほど減っている。

図表Ⅲ1-4は、2014年4月1日時点の、部別×任用根拠別にみた職員数で、「こども未来部」や「学校教育部」でそれぞれ100人を超えて多く配置されているほか、「市民活動部」「保健福祉部」が続く。

ところで、帯広市の嘱託職員は、「定型的嘱託職員」と「非定型的嘱託職員」とに分かれる（図表Ⅲ1-5）。

前者は、「1週当たりの勤務時間が29時間以上である者で、一定の勤務計画の下に勤務

図表Ⅲ1-2 臨時・嘱託職員数の推移

単位：人

	合計	任用根拠	
		臨時職員	嘱託職員
2012	671	221	450
2013	636	202	434
2014	658	213	445
2015	689	233	456

注1：各年4月1日時点の人数。

注2：嘱託職員は週の勤務時間が20時間以上の者。

出所：帯広市から提供されたデータで作成。

を要するもの」で、後者は「主として一定の事務及び業務を処理するため、必要に応じ臨時に勤務を要する者で、定形的嘱託職員に該当しないもの」である。「定形的嘱託職員」は、勤務時間も長い。

本稿（図表を含む）では以下のとおりに呼ぶ。

- ・定形的嘱託職員……「定型」
- ・非定形的嘱託職員……「非定型」
- ・臨時的任用職員……「臨時」

図表Ⅲ1-3 部門別にもた帯広市の正職員数の推移

単位：人

	合 計	正 職 員							
		計	普 通 会 計				教 育	消 防	公営企業 等会計
			一 般 行 政		福 祉 関 係				
			計	一 般 管 理					
2005年	1503	1356	884	541	343	236	236	147	
2006	1480	1334	862	526	336	235	237	146	
2007	1450	1302	843	507	336	222	237	148	
2008	1436	1292	843	503	340	220	229	144	
2009	1418	1277	831	491	340	219	227	141	
2010	1398	1254	812	479	333	216	226	144	
2011	1392	1252	812	480	332	213	227	140	
2012	1387	1247	807	481	326	212	228	140	
2013	1382	1241	803	479	324	209	229	141	
2014	1372	1231	792	470	322	210	229	141	
(2005年比)	91	91	90	87	94	89	97	96	

注：各年4月1日現在の人数。「(2005年比)」は、2005年の値を100として2014年の値をみたもの。
出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」結果より作成。

図表Ⅲ1-4 部別にもた臨時・嘱託職員数 (2014年4月1日時点)

単位：人

部名・部局名	嘱託職員	臨時職員	合 計
政策推進部	2	4	6
総務部	30	19	49
市民活動部	85	1	86
市民環境部	46	19	65
保健福祉部	68	16	84
こども未来部	69	76	145
商工観光部	8	1	9
農政部	7	1	8
産業連携室		1	1
都市建設部	6	9	15
会計	2		2
学校教育部	59	42	101
生涯学習部	38	18	56
議会事務局		1	1
選挙管理委員会		1	1
消防	1		1
農業委員会	1		1
上下水道部	23	4	27
合計	445	213	658

出所：図表Ⅲ1-2に同じ。

図表Ⅲ1-5 嘱託職員の定義

(定義)第2条 [略] (1) 嘱託職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。
(2) 定形的嘱託職員 嘱託職員のうち、1週当たりの勤務時間が29時間以上である者で、一定の勤務計画の下に勤務を要するものをいう。
(3) 非定形的嘱託職員 嘱託職員のうち、主として一定の事務及び業務を処理するため、必要に応じて臨時に勤務を要する者で、定形的嘱託職員に該当しないものをいう。

出所「嘱託・規則」より作成。

2. 嘱託労の概要と、二つの課題

アンケート結果をみる前に、嘱託労の概要を簡単にまとめておく(嘱託労の取り組みの詳細は他日に論じたい)。

嘱託労に関する本稿の記述は、記念誌(20周年、30周年)と、大会議案集の文書(2014年度の活動総括と15年度の方針)にもとづくものである。一部に、役員からの聞き取り結果も使った。

まず、嘱託労は、1983年1月に48人の組合員で結成された。当時の最大の課題は、嘱

託職員の雇用の安定であったという⁵。

現在（2014年9月10日時点）の組合員数は134人で、組合費は、月に1500円である。

嘱託労は、一般行政職員で組織された「帯広市職員労働組合」、現業労働者や公営企業労働者で組織された「帯広市役所労働組合」

図表Ⅲ2-1 帯広市の職員労働組合の組織図



と連携し、嘱託職員の労働条件の改善に取り組んでいる。図表Ⅲ2-1のとおり、3単組で「自治労帯広市役所労働組合連合会」を構成している。

ところで、嘱託労という名称だが、臨時職員も組合加入は認められている⁶。

もっとも、組合の働きかけの中心が嘱託職員（それも週20時間以上勤務する者）であるという事情もあって、実際に加入している者はいない。臨時職員には後述のとおり任用と任用の間に「空白期間」が設けられている（雇用が連続しない）こともあって、組織化は容易ではない、とのことである。

ただ最近では、臨時職員の待遇改善がより強く意識されており、組合の方針にもその旨が掲げられるようになってきている⁷。

図表Ⅲ2-2 帯広市嘱託職員の任用通知書（任用内容部分）

職名	に任用する			
報酬	月額	円		
任用期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで
勤務条件	別紙「勤務条件通知書」のとおり			
その他	この職名に係る更新上限回数は 回です。 ただし、当該更新条件回数に達する前に定年となる場合は、 その年度末を任用と限度とします。 なお、今回の任用に伴う更新回数は 回目です。			

出所：「嘱託・規則」より作成。

⁵ 20周年記念誌から初代執行委員長の言葉を引いておく。「20年前のわたしたちは、1年契約の下で「来年も引き続き働くことができるだろうか。」「結婚して子供ができたなら働けなくなるんじゃないだろうか。」という不安を、いつも抱えていました。少しでも安心して長く働きたい、長期的な生活設計を建てた暮らしが出来るようになりたい。という思いで、組合を結成し現在まで活動してきました」(p1)。

⁶ 組合規約（「組合員の資格」）によれば、「この組合は、帯広市に働く嘱託職員・臨時職員・団体職員・派遣職労働者・委託労働者をもって組織する。先に掲げた者以外であっても、組合の目的達成のために協力し加入を希望する者で、決議機関の承認を受けた者は、組合員となることができる」。

⁷ 議案集の文書によれば、「市役所の中では嘱託職員以上に厳しい労働条件の中で働いている人たちがいます、それは臨時職員です。臨時職員は、雇用の安定はもとより、賃金においても私たちと比

次に、雇用と賃金という、組合の二つの中心課題⁸と、それに関わっての労働条件の「後退」状況についてまとめる。

第一に、不安定雇用問題である。後で詳しく述べるとおり、規定上、彼らの雇用は有期でもともと不安定だったところに、2002年度からは嘱託職員に任用更新の回数上限（勤続年数上限）が導入された。

具体的な経過を述べると、2002年以降に採用された者の任用には、原則として更新は4回（一部職種は7回）までという上限が設けられた。

そして、2009年度からは、それ以前、すなわち2002年より前に採用された者（以下、2001年以前採用者）にも更新回数の上限が適用された。但し経過措置として、4回更新職は2023年、7回更新職は2024年までは現行通り（更新が続けられること）となった。

よって現在は、02年以降採用者とそれより前の採用者で異なる任用が行われていることになる。

なお、更新回数の上限を終えた者がその仕事に再度応募することは禁じられていない⁹。

第二に、「定型」の嘱託職員の賃金に関わって、2001年以前採用者に適用されていた、経験年数による昇給制度（経験加算制度）が廃止されることである。

較して、劣悪と言える状況」にあることが訴えられている。

⁸ 議案集文書でも、「非正規公務員と民間〔非正規？〕労働者に共通する課題は、不安定雇用と低収入の二つに集約」されるとまとめられている。

⁹ 市の説明によれば、任用の選考に当たっては、過去の職務経験も参考としているとのことである。また、更新回数に上限を設けた理由については、行財政計画（帯広市のウェブサイトに掲載されている第一次行財政改革推進計画〔1999（平成11）年2月策定〕による。）の一環として行われた嘱託職員の適性配置の検討を踏まえ、事務事業の趣旨、目的に照らした嘱託職員の新陳代謝を図る人事管理が必要との判断のもと実施された、とのことである。

帯広市では、労使交渉によって、1993年に、経験年数による昇給制度が設けられている。その他に、職種による個別の報酬引き上げも実現してきた。

また、1998年には、「報酬構造の大幅な見直し」を目的に協議が開始され、2000年には「画期的な昇給制度」が設けられた。昇給回数が大幅に増え、6年の勤続を経た後は、最高で、2年ごとに8回昇給するような制度が導入されたのである。

しかし、上記のとおり任用更新の回数上限が2002年に設けられ、まず、これ以降に採用された者には昇給制度は適用されない、とされた。

また2009年には、2001年以前採用者も、昇給制度は廃止となった。ただ2016年度末までは、2008年度の金額が維持されるという猶予が設けられ、現在に至る。

以上のとおり、更新回数に上限が設けられ、なおかつ、一度出来た昇給制度（経験を評価する制度）が廃止されるといった、賃金・労働条件の「後退」にどう対応するかが組合の現在の大きな課題となっている。

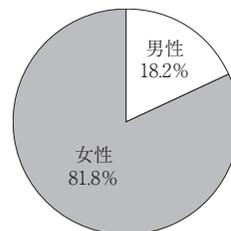
以下では、アンケートの結果をみていく。

3. 回答者の属性、任用根拠など

まずアンケート調査回答者の属性などを簡単にまとめる。

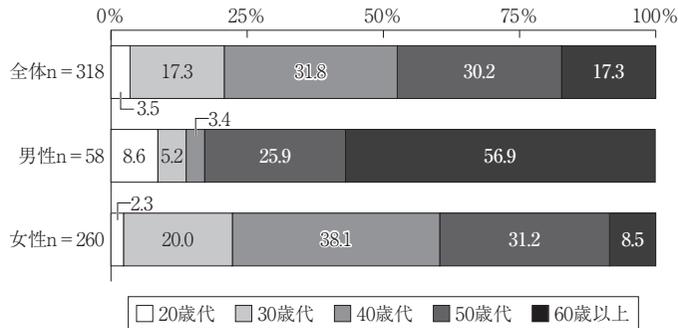
第一に、本調査回答者の多く（8割）が女性である（図表Ⅲ3-1）。

図表Ⅲ3-1 回答者の性別



n=318

図表Ⅲ3-2 年齢



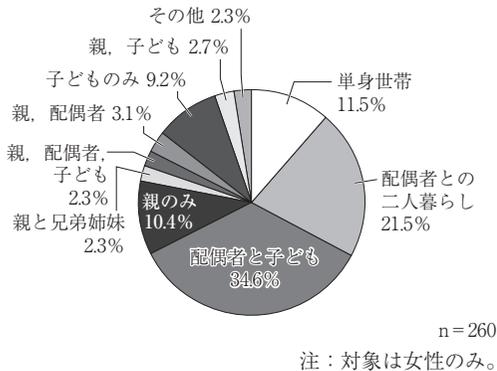
第二に、年齢は（図表Ⅲ3-2）、「男性」では高齢層が多く（「60歳以上」が56.9%）、「女性」では、「40歳代」と「50歳代」それぞれで3割を超えている（38.1%、31.2%）。

第三に世帯構造は、「男性」では、「配偶者との二人暮らし」「配偶者と子ども」で合計

3分の2強に達する（37.9%、29.3%）のに対して、「女性」では（図表Ⅲ3-3）まず、「配偶者と子ども」（34.6%）、「配偶者との二人暮らし」（21.5%）の順に多く、その他では、「単身世帯」「親のみ」「子どものみ」がそれぞれ1割前後を占めている。

なお関連して、(1)世帯内の就労者の有無は、「いる」が「男性」では67.3%（残りは「いない」）、「女性」では80.9%である。(2)通園・通学中の子どもが「いる」のは、「男性」では5.2%（残りは「いない」）、「女性」では41.2%である。

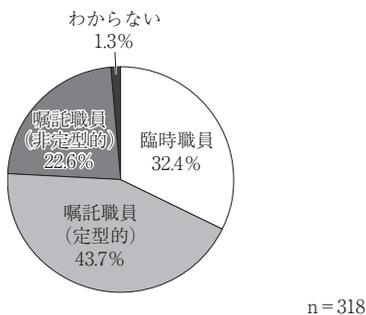
図表Ⅲ3-3 女性回答者の世帯構造



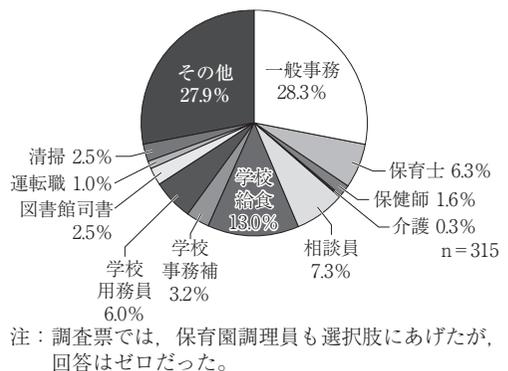
第四に回答者の任用根拠は（図表Ⅲ3-4）、「定型」43.7%、「臨時」32.4%、「非定型」22.6%、「わからない」1.3%の順である。

なお、任用根拠別の男女割合には、そう大きな違いはみられない（資料を参照）。

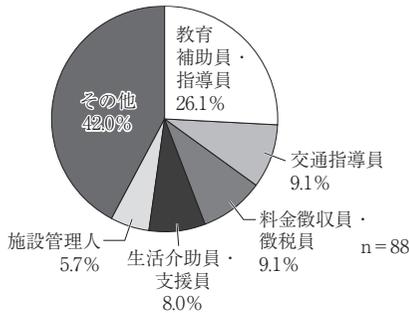
図表Ⅲ3-4 任用根拠



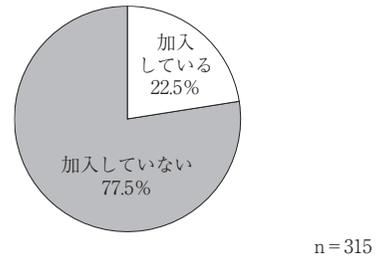
図表Ⅲ3-5 職種（仕事内容）



図表Ⅲ3-6 職種「その他」の内訳



図表Ⅲ3-7 労働組合加入状況



第五に従事している仕事内容をまとめた(図表Ⅲ3-5)。「一般事務」「学校給食」からの回答が多い。

ところで、全体の4分の1を「その他」が占めたので、記載内容に従って分類を試みたところ(図表Ⅲ3-6)、「教育補助員・指導員」が多かった。

なお以下では職種別の分析も一部で行うが、人数が5人以下の職種は割愛した。

最後に、労働組合の加入状況のみをみておく(図表Ⅲ3-7)、回答者の2割強が組合加入者(嘱託労働組合員)である。

4. 雇用(任用)に関すること

1) 1回の雇用契約期間、空白期間の設定の有無など

先に述べたとおり、嘱託職員の更新回数には上限が設けられている(2001年以前採用者は執行が猶予されている)。

図表Ⅲ4-1のとおり、「嘱託・規則」によれば、原則として、嘱託職員の任用期間は1年以内で、更新の回数は現在4回(一部職種は7回)までとされている。

「嘱託・取扱要領」で数えたところ、「定型」の嘱託職員で更新上限回数が7回までの職種は、回数が不明の2職種を除く81職種中24職種である(資料Ⅲ-1)。

次に臨時職員は、6ヶ月以内の任用で、更新は1回のみである。

図表Ⅲ4-1 臨時・嘱託職員の任用に関する規定

嘱託	(任用の期間) 第5条 嘱託職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、1会計年度を超えて任用することはできない。 2 市長は、前項の任用期間における勤務実績が良好であり、かつ、前条第1項に掲げる要件を備えている嘱託職員について、引き続き任用する必要があると認めるときは、その任用を更新することができる。 3 前項の規定による任用の更新の回数は、4回(一定の職については7回)までとし、その職については、別に定める。 4 [略] 5 市長は、嘱託職員の退職により業務運営に著しい支障があると認める場合は、第3項の更新回数を超えて任用し、又は前項の任用期間の末日を超えて任用期間を定めることができる。
臨時	(任用) 第2条 臨時的任用職員は、任用を必要とする職務又は勤務条件等に基づき任用する。 2~5 [略] 6 臨時的任用職員の任用期間は6か月を超えない範囲内とする。ただし、必要がある場合に限り、人事主管課長の承認を得て、更に6か月を超えない範囲内で更新することができる。この場合、再度更新することはできない。 7 [略]

出所:「嘱託・規則」「臨時・規則」より作成。

図表Ⅲ4-2 全体及び任用根拠別にみた、1回の雇用契約期間

単位：人，%

	全 体		任 用 根 拠					
	317	100.0	臨 時	定 型	非定型		72	100.0
			103	100.0	138	100.0		
6ヶ月未満	11	3.5	11	10.7				
6ヶ月間	42	13.2	40	38.8	1	0.7		
1年間	216	68.1	15	14.6	129	93.5	70	97.2
学期ごと	20	6.3	19	18.4	1	0.7		
その他	28	8.8	18	17.5	7	5.1	2	2.8

図表Ⅲ4-3 全体及び任用根拠別にみた、空白期間の有無及び更新回数上限の有無

単位：人，%

	全 体		任 用 根 拠					
	305	100.0	臨 時	定 型	非定型		70	100.0
			99	100.0	132	100.0		
空白期間 なし	254	83.3	52	52.5	130	98.5	68	97.1
1ヶ月程度	30	9.8	27	27.3	1	0.8	2	2.9
1ヶ月超6ヶ月未満	4	1.3	4	4.0				
6ヶ月	17	5.6	16	16.2	1	0.8		
	313	100.0	102	100.0	135	100.0	72	100.0
更新回数 とくにない	52	16.6	42	41.2	9	6.7	1	1.4
上限 ある	208	66.5	20	19.6	117	86.7	68	94.4
わからない	53	16.9	40	39.2	9	6.7	3	4.2

実際の任用現場では、更新を含め任用期間が10ヶ月というケースが多く、また、再度任用には半年間の空白期間を経なければならぬ、となっているようである（但しアンケートでは、職種による差もみられる）。

では、アンケート結果をみよ¹⁰。

第一に、1回の雇用契約期間は（図表Ⅲ4-2）、嘱託の場合には「定型」も「非定型」も「1年間」に集中している。「臨時」の場合には「6ヶ月」「6ヶ月未満」のほか「1年間」にも一定の割合がみられる（但し「臨時」の「1年間」という回答は、更新された結果を誤認した可能性もある）。

「臨時」では、「学期ごと」の雇用もある。

学期ごとの雇用の場合には、仕事の中断で収入がとどえるだけでなく、社会保険の切り替えという負担もその都度生じることになる（後述の自由記述参照）。

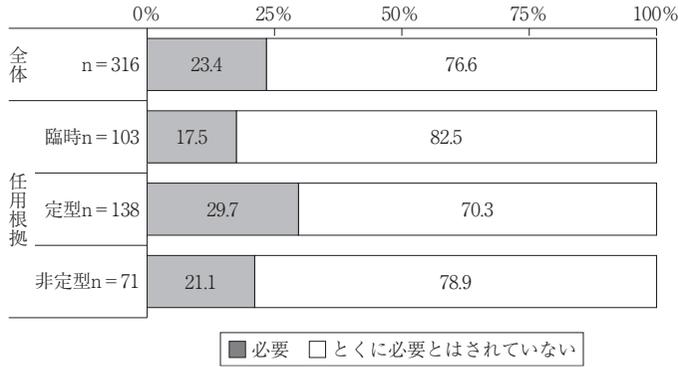
第二に、空白期間の設定と更新回数上限をまとめた（図表Ⅲ4-3）。

「嘱託」では空白は「なし」がほとんどだが、「臨時」では、空白期間のあるのが5割弱となっている。学校関係職の「学期ごと」任用を含む短期の任用や採用の困難な一部職種の場合には、空白期間が設定されていなかったり、短期で設定されているようである。

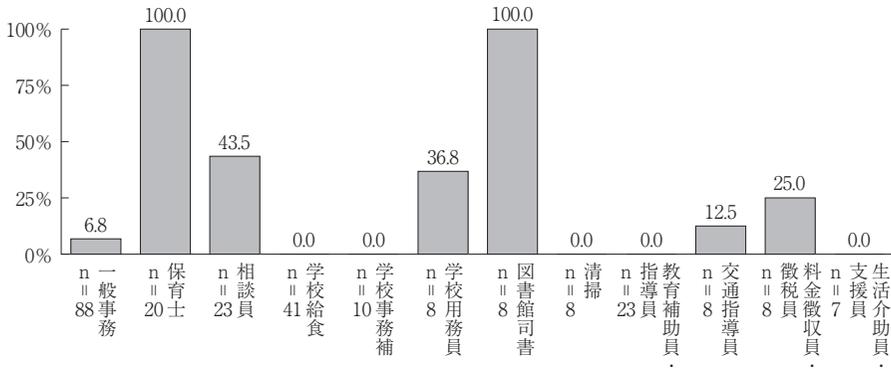
ところで第三に、任用に際して資格が必要とされているかを尋ねたところ（図表Ⅲ4-4）、「必要」という回答は、回答者全体の4分の1である。任用根拠別にみると、「必要」は「定型」で多いが、これは職種の違いも反映

¹⁰ 回答者の誤りと思われる回答も一部にみられるが、そのまま掲載した。必要に応じて指摘する。

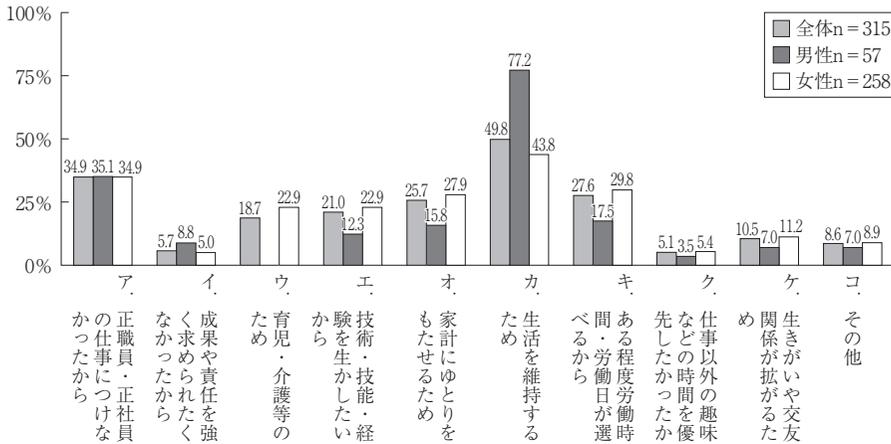
図表Ⅲ4-4 全体及び任用根拠別にみた資格の必要性



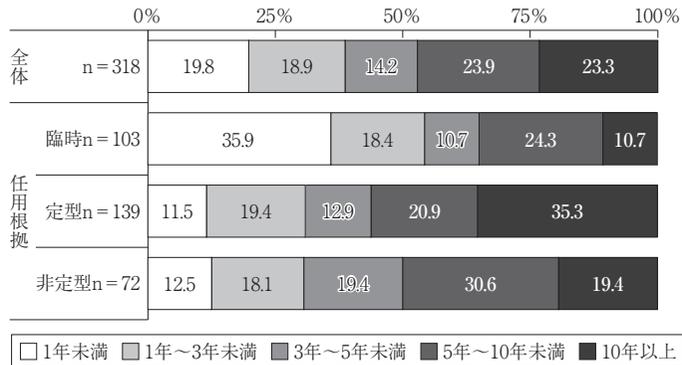
図表Ⅲ4-5 職種別にみた資格の必要性



図表Ⅲ4-6 今の雇用形態（非正規）で働く理由（3つまで回答可）



図表Ⅲ4-7 全体及び任用根拠別にみた勤続年数



されている。

すなわち（図表Ⅲ4-5）、例えば「一般事務」であれば「必要」という回答はわずかであるのに対して、「保育士」「図書館司書」は100%が「必要」と回答している。

第四に、今の雇用形態、つまり非正規で働いている理由を尋ねた（図表Ⅲ4-6）。結果は男女で差がある¹¹。

すなわちまず「男性」では、「カ. 生活を維持するため」に4人に3人が回答している。ほかは、「ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから」（35.1%）である。

それに対して「女性」では、順序は「男性」と同じであるものの、「カ.」は4割強にとどまる。「ア.」は男性同様、3人に1人が選択している。加えて、「キ. ある程度労働時間・労働日が選べるから」「オ. 家計にゆとりをもたせるため」がそれぞれ3割弱で多いことも男性との違いである（女性の年齢別の結果は資料Ⅱを参照されたい）。

2) 勤続と雇止め不安など

第五に回答者の勤続年数は（図表Ⅲ4-7）、嘱託とりわけ「定型」で、長期勤続が多い。「10年以上」が全体の3分の1を占める。

それに対して「臨時」では、全体の3分の1強が1年未満である。ただ一方で、「5年～10年未満」が4分の1弱で、「10年以上」も含めると、全体の3分の1強を占める。

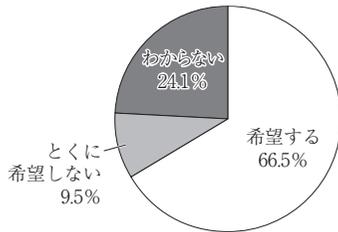
第六に、もしも、更新回数や年数に上限がないと仮定した場合に今の職場で働き続けることを希望するかを尋ねたところ（図表Ⅲ4-8）、「希望する」が全体の3分の2を占めた。任用根拠別にみると「定型」が7割強（72.5%）で多い。

最後に、雇止めや今の仕事を辞めた後の就職・雇用に対する不安の有無を尋ねたところ（図表Ⅲ4-9）、「非常に不安がある」も「不安がある」もそれぞれ4割弱を占めた。「定型」では「非常に」が5割である（図表Ⅲ4-10）。

- 毎年4月に履歴書提出と面接試験があります。毎年仕事を続けられるのか、心配するストレスはある。一番底辺の部分での立場上、何か声を出したり行動すれば、即、契約更新の打ち切りを感じるの、不安や不満は特に提示しようと思わない。職場の環境が、何か言えば変わりはいくらでもいるという雰囲気。女性/50歳代/臨時
- 今年度で5年有期雇用者が雇止めになり、自分も残すところあとわずか5年有期雇用満了期間を迎えます。一人親世帯で、この年齢で雇止めとなった場合、仕事に就く事ができない可能性が大きく、資格も有さない自分は、生計

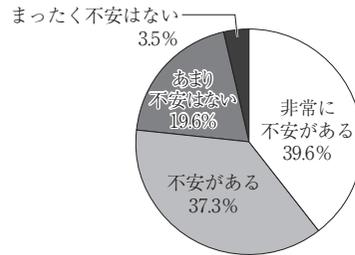
¹¹ この点は、旭川や釧路で行った調査の分析結果も参照。

図表Ⅲ4-8 勤続希望



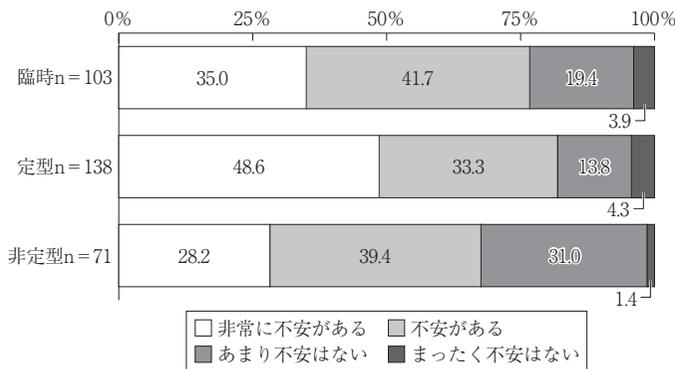
n = 316

図表Ⅲ4-9 雇い止め不安



n = 316

図表Ⅲ4-10 任用根拠別にみた雇い止め不安



を立てる収入もなく、年金も無く、不安に押しつぶされそうです。女性/60歳代/定型

○就職活動に苦勞して、ようやく得た仕事なので、雇い止めになったら、すぐ次が決まるか、生活はどうなるか、考えただけで不安になる。今の仕事にとってもやりがいを感じている。続けたいと思いつながりながら、常に雇い止めの不安がつきまとう。それを承知で希望したけれど、やはり切ない。今の仕事を精一杯がんばるのみ。女性/30歳代/定型

○年齢的に新たに就活するのは厳しいですし、職を失くすと生活できなくなると非常に不安です。5年ごとに採用のため作文を書き面接を受けなければならない、その都度、採用されるか不安になる。仕事面でも方針が変わり事務の人数を増やしたばかりなのに、仕事量が減ってきたから、今度は人数を減らすこともありうる、と言われるなど安定してない。雇用期間をなくして欲しい。上司が変わると方針も変わってしまう!!雇用期間がなくなるよう今以上にはたらしかけて欲しいです。不安がなく仕事に従事したい。女性/40歳代/定型

〔以下、学校関係職〕

○夏休み中仕事は休みになるが、他の仕事はしてはいけない事。1年毎の雇用形態のため、年休はあるが、取れる時期が決められている(2ヶ月後から)。繰越ができない。〈学校事務補〉

○とにかく賃金が安いのと、年間通しての雇用ではない事が不満。夏休みと冬休みは長期休業になってしまうので、収入がなくなり、生活できなくなる。毎月赤字でとても苦しいのでせめて1年通しての雇用にしてほしいし、できるなら正職員にしてほしい。みんな少ない給料でも頑張って仕事しています。〈学校事務補〉

○突然、職を失うことになるので不安です。生活に不安です。更新になる保証がないので不安です。学校勤務なのですが夏休み、冬休み期間は勤務なしなので収入がありません。公務員扱いなのでアルバイトもできない現状です。生活費に困ります。〈学校事務補〉

○年齢的にも仕事がない。学校が冬休みの期間は雇用されていない状態になり、1週間ほど仕事ができせん。なので、12月と1月の給与が非常に少なく、生活がとても苦しいです。私は

臨時職員に採用されて今年で満期です。今年度で仕事がなくなると思うと不安でいっぱいです。臨時職員のままが良いのでずっと続けさせてもらえたらいつも思っています。来年以降が不安でいっぱいです。〈学校用務員〉

5. 勤務時間、職務内容

図表Ⅲ5-1は勤務等に関する規定である。先の「定義」(図表Ⅲ1-5)でみたとおり、「定型」の週の所定勤務時間は29時間以上とうたわれていた。

ただ、「取扱要領」(資料Ⅲ-1)によれば、2つ(嘱託保育士、保育所用務員)を除く全ての職種が29時間となっている。

ではアンケートの結果をみる。第一に、1週間の所定内労働時間を尋ねた(図表Ⅲ5-2)。

図表Ⅲ5-1 臨時・嘱託職員の勤務等に関する規定

嘱託	(勤務日、勤務時間等)第9条 嘱託職員の勤務日、勤務時間、休日及び休暇(以下「勤務日等」という。)は、その者の職務内容を考慮して、市長が定める。 ただし、その職務の性質上、勤務日等を定めることができない場合は、この限りでない。
臨時	(勤務時間等)第4条 臨時的任用職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日は、正規職員の例による。 ただし、業務運営上、特に必要があると認める場合は、別に定めることができる。

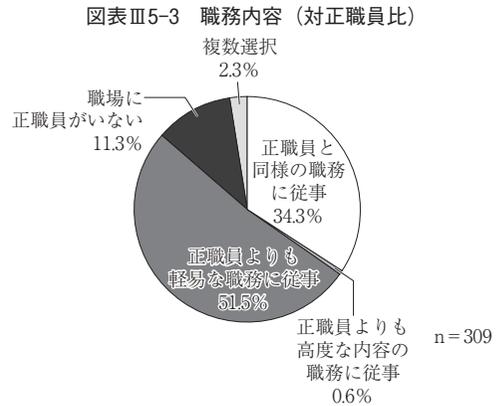
出所:「嘱託・規則」「臨時・規則」より作成。

「臨時」は「週35時間以上」が全体の7割を占めて長い。「嘱託」の場合は、とくに「非定型」で勤務時間は短い(但し、それでも、「週20時間未満」は2割弱にとどまる)。

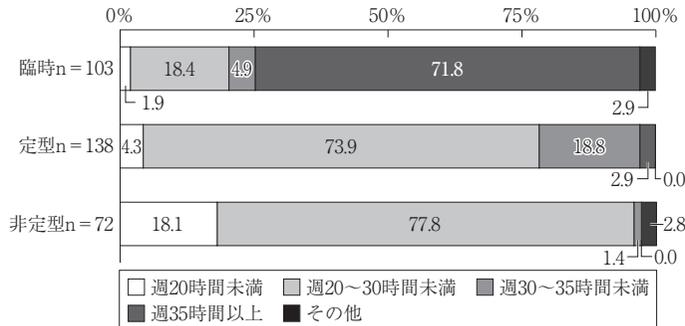
第二に、正職員と比べた際の職務内容は、全体でみると(図表Ⅲ5-3)、「正職員よりも軽易な職務に従事」が半数を占め、「正職員と同様の職務に従事」が3分の1、ほかに、「職場に正職員がいない」11.3%となっている。

これを第一に任用根拠別にみると(図表Ⅲ5-4)、「臨時」では「正職員よりも軽易」が、「定型」では「正職員と同様」が、「非定型」では「正職員がいない」が、全体に比べて、それぞれ多くなる。

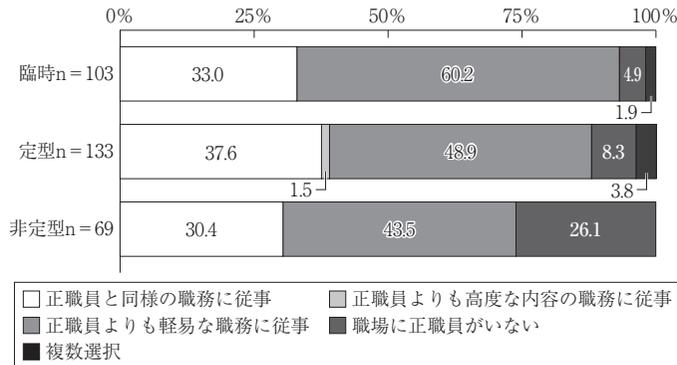
第二に職種別にみると(図表Ⅲ5-5)、「保育士」「図書館司書」では「正職員と同様」



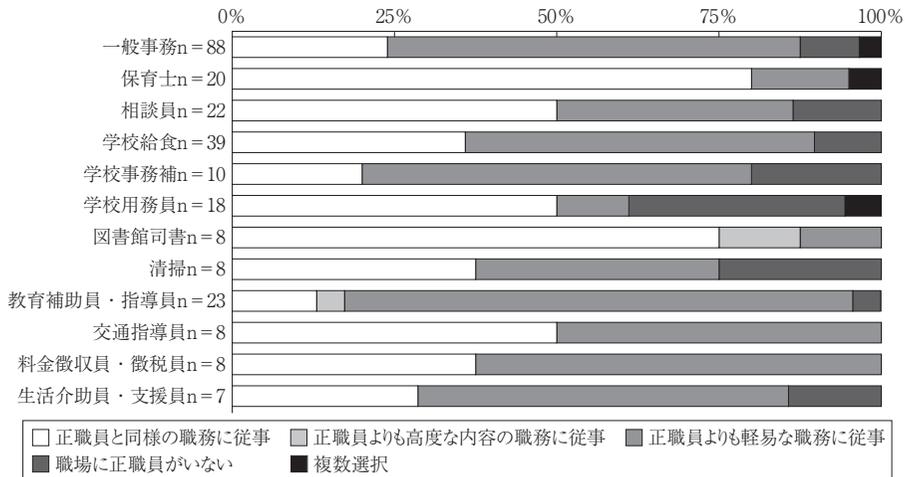
図表Ⅲ5-2 任用根拠別にみた1週間の所定内労働時間



図表Ⅲ5-4 任用根拠別にみた職務内容(対正職員比)



図表Ⅲ5-5 職種別にみた職務内容(対正職員比)



が多いほか、「相談員」「学校用務員」「交通指導員」でも、「正職員と同様」が半数に達している。

このことは、処遇の低さに対する不満にも影響している(後述)。

○職場の上司や課の上司は、非正規職員は「なくてはならない存在」「いなくては保育所が運営できない。だから協力して欲しい」などと、言ってくれるが、[団体]交渉相手の方からは、「正職員は選ばれた(採用試験)人達だから同じにならない」と真逆を言われ、共に頑張っていこうという気持ちを失う。又、職場でいくら頑張っても、陽に当たるのは正職員。手当ての

時期になると、虚しく感じることもある。頑張ろうという気持ちになれるよう、手当ては欲しいです。(保育士)

○正職員が不在で、日替りローテーションで嘱託職員のみで、仕事をまわしている。とても責任の重い業務なのに、中身を把握している正職員がいない。(一般事務)

○行っている仕事は責任もあり、やる事も多いが契約更新が無く、試験の受け直しという点が不安。正職員の担当を次年度に私の担当に移動され、週29hではとてもまかないきれない量を日々こなしている。年々仕事が増やされ、毎日必死で仕事をしている。上司に言っても通らない。正職員と自分と、仕事をこなすスピードが違う。不公平すぎる。オーバーワークで倒れてしまった。(その他(学校関連職種))

- 職員の補助として考えられている仕事についていますが、実際は独立しており、“補助”ではありません。“補助”という考え方が賃金（報酬）にも反映されているため、一般事務と同様と見なされ低く設定されています。家庭訪問は仕事の中でも重要なものとされ、汚い、臭い、ヤクザ等危険な家にも訪問があります（一部同行はありますが……）。でも上司には、仕事の困難性と独立性の違いと言われました。納得いきません。（生活介助員・支援員）
- 正職員と同じ仕事内容であり、子ども達の命を預る仕事で重大なのに、それに見合った賃金ではない。正職員との格差がかなりある（賃金や休暇等）。今回は臨時職員に対しても意見を求めてくれてありがとうございます。組合のない臨時職員の事も組合で雇用体制等を検討していただきたく思います。一番弱い立場です。（保育士）
- 相談員として何年もの経験があるが、職員は何年かで移動する。その時々により経験者として尊重してくれる場合とそうでない時の仕事のやり方の変化に順応することを求められ、意見が通りづらい。（相談員）

ところで第一に、「臨時」には有給休暇以外の休暇はとくに設けられていないが、嘱託職員には、病気休暇、特別休暇、育児休業、育児部分休業、介護休暇などが設けられている（「嘱託・取扱要領」。但し、「非定型」には適用されないものもある¹²）。

参考までに、病気休暇、特別休暇の内容を資料Ⅲ-2として掲載しておく。

第二に、時間外労働が行われた際には振替（代休の取得）で処理されることになっているのだが、振替が実際には困難であるようすが自由記述に散見された。代休に関する規定（図表Ⅲ5-6）とあわせて紹介しておく。

- 就業時間内で終わらない（処理できない）仕事を時間外で処理した場合、振り替えて休むよう言われているが、それで休めば次の仕事が又

図表Ⅲ5-6 嘱託職員の代休に関する規定

（割増報酬代休時間）第5条の2 所属長は、第12条第5項の規定により割増報酬を支給すべき嘱託職員に対して、当該割増報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「割増報酬代休時間」という。）として、第3項に規定する期間内にある勤務日（次条に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
2～4 〔略〕。

出所：「嘱託・規則」より。

- 残ってしまうため休むわけにいかず、時間外の数字だけが増える。何かあって休む時は、時間外の振り替えて処理できるので、ここ数年、有給休暇は取ったことがなく残っていく一方。全く使えない。女性/50歳代/定型
- 残業した時間を他の日に振替えて取る〔仕組み〕だが、夕方帰れず、子供達に夕食を買うように頼んだり、小さい子がいる方は延長保育にあずけたりして、お金がかかる。残業をしない方が良い時が多い。女性/40歳代/定型
- 職員は時間外支給があるが、嘱託は、時間外は代休で支給。年度末まで取れず流すことが何年も続いている。女性/50歳代/非定型
- 時間外がたくさんあって振休を取りたくても〔時間外は振替休日で処理〕、自分の仕事、依頼された仕事たまっていく一方で休みをとれない。女性/30歳代/定型
- 時間外に働いた分は代休をとるように云われているが、年度末までに代休は取りきれず。休んでしまうと、その分、仕事をかかえてしまうし、職員に仕事を伝えても理解力が乏しくミス多く、2度手間になる。女性/40歳代/非定型

6. 賃金、生活

1) 「規則」「取扱要領」にみる賃金

第一に、「嘱託・規則」によれば（図表Ⅲ6-1）、嘱託職員の賃金額（報酬の額）は、「その職務の複雑性、困難性等に応じ」定められることになっている。

「定型」について、その金額を整理したのが図表Ⅲ6-2である（職種別の詳細は資料Ⅲ-1を参照）。83職種中、「177,300円」と「190,600円」がそれぞれ4割強を占める。

¹² 嘱託労によれば、他の自治体と比べても帯広市の定型的嘱託職員の休暇・休業の水準は高いのではないかと、このことである。

図表Ⅲ6-1 臨時・嘱託職員の賃金に関する規定

嘱託	(報酬及び費用弁償) 第 10 条 嘱託職員には、帯広市報酬及び費用弁償条例(昭和 28 年条例第 18 号)の定めるところにより、報酬を支給し、及びその職務遂行のため要する費用の弁償を行う。 2 報酬の額は、その職務の複雑性、困難性等に応じ、別に定める。 3 報酬及び費用弁償の支給方法等必要な事項は、別に定める。
臨時	(給与) 第 5 条 臨時的任用職員に支給する給与は、賃金、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。 2 賃金は、別表 1 に定める日額給とし、勤務日数に応じて支給する。 3 臨時的任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき正規職員の場合に準じて賃金を減額する。 4 臨時的任用職員が時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた場合は、正規職員の場合に準じて、時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給する。 5, 6 [略]

出所:「嘱託・規則」「臨時・規則」より作成。

図表Ⅲ 6-2 定型的嘱託職員の賃金額 (2014 年度)

	単位: 件, %	
	83	100.0
177,300 円	37	44.6
182,600 円	1	1.2
190,600 円	34	41.0
193,300 円	2	2.4
195,900 円	1	1.2
201,200 円	1	1.2
203,900 円	1	1.2
206,600 円	1	1.2
209,200 円	2	2.4
211,900 円	1	1.2
225,200 円	2	2.4

出所:「嘱託・取扱要領」より作成。

第二に、臨時職員の賃金額の根拠は「規則」には示されていない。

「臨時」の 28 職種の金額を整理したところ(図表Ⅲ6-3。1 日実働 7 時間 45 分)、最低額は「事務補助」の 6,460 円、最高額は「統合新校支援員」の 9,880 円で、1 千円刻みで見ると、6 千円台 5 件、7 千円台 11 件、8 千円台 5 件、9 千円台 7 件となっている。

ちなみに、資格が「必要」で、「正職員と同様の職務」という回答が多かった「保育士」の日額は、7 千円台前半である(休日勤務で 8 千円超)。

なお、「嘱託」も「臨時」も交通費は別枠では支給されておらず、賃金に含まれるという設計になっている¹³。

¹³ 規定はともかくとして、交通費が支給されていないことを訴える自由記述は多い。

図表Ⅲ 6-3 臨時的任用職員の賃金額 (2014 年度)

職種		賃金日額
事務補助		6,460 円
税務事務員		9,250 円
技術補助		7,040 円
保育士	産休代替等	7,390 円
	上記以外の者	7,190 円
	休日勤務	8,120 円
運転手	大型	9,250 円
	マイクロ	7,040 円
公園・街路作業員		9,250 円
公園・街路作業補助員		8,150 円
ごみ収集作業員		8,310 円
道路維持補修作業員		8,150 円
動物飼育補助員		7,510 円
給食調理員		7,190 円
生活介助員		7,040 円
用務員(保育所)		6,890 円
草刈清掃作業員		8,150 円
発掘調査補助員		9,420 円
発掘調査技術補助員		7,190 円
発掘作業員		7,040 円
遺跡整理作業員		6,460 円
介護認定訪問調査員		9,360 円
保健師		9,250 円
校務員(学校)	事務	6,460 円
	用務	6,890 円
保育所業務補助員		7,040 円
統合新校支援員		9,880 円
栄養士		7,190 円

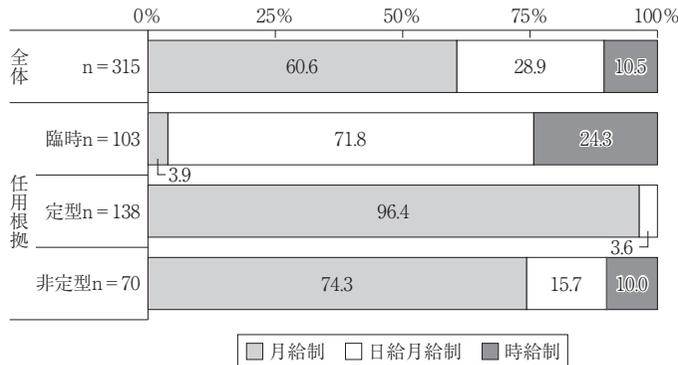
注 1: 空港に勤務する者については、日額に 150 円を加えた額とする。

注 2: 本表の賃金日額は、1 日実働 7 時間 45 分の額を示したものである。

注 3: この表に掲げる職種以外の職種については、この表に掲げる基準との均衡を考慮して決めるものとする。

出所:「臨時・規則」より作成。

図表Ⅲ6-4 全体及び任用根拠別にみた賃金支払形態



2) アンケート結果にみる賃金、生活状況
アンケートの結果をみる。

第一に賃金の支給形態は（図表Ⅲ6-4）、嘱託とりわけ「定型」ではほとんどが、「非定型」でも4人に3人が、「月給制」である。それに対して、「臨時」では「日給月給制（日額制）」が全体の7割を占める。4人に1人は「時給制」である。

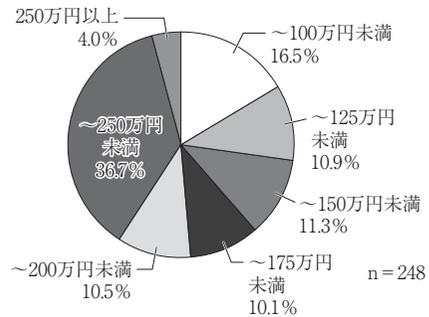
第二に、勤続が1年未満の者を除き、回答者の年間総収入（税込み）をみたところ（図表Ⅲ6-5）、200万円未満が全体では6割に達する。また任用根拠別にみると（図表Ⅲ6-6）、「臨時」ではほとんどが、「非定型」では9割超が、200万円未満である。一方で、「定型」では、その割合は2割にとどまり、200万円台前半が7割に及んでいる。

第三に主な生計費負担者が誰かを1つだけ回答してもらった（図表Ⅲ6-7。冒頭に述べたとおり、回答者数の8割弱は他に就労者が世帯内にいることに留意されたい）。

結果は、「配偶者の収入」が最多である一方で、「本人」もそれに拮抗している。性別にみると「男性」の9割弱が、任用根拠別にみると「定型」で6割が、「本人」を選択している。家計補助的な労働者というイメージで彼らをとらえるのは正しくない。

第四に、正職員との間の賃金・処遇面での差についてどう評価しているか四段階で尋ね

図表Ⅲ6-5 2014年の年間総収入（税込み。勤続1年未満者を除く）



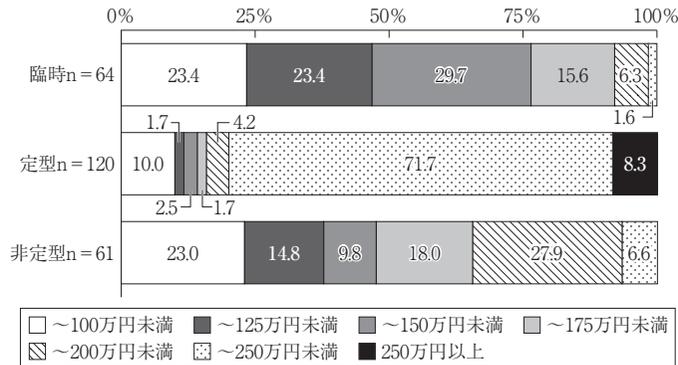
た（図表Ⅲ6-8）。

結果は、最多は「多少の不満がある」で、「とくに不満はない」が3割で続く。一方で、「不満がある」と「非常に不満がある」をあわせると3人に1人の割合である。とりわけ「定型」では、「とくに不満はない」が2割にまで減少する。

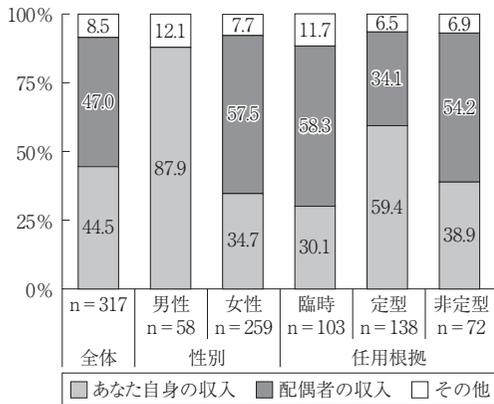
これを職種別にみると（図表Ⅲ6-9）、人数が多い職種の中では、「保育士」や「学校用務員」で不満が高い。また、職務内容（対正職員比）との関連をみると（図表Ⅲ6-10）、「正職員と同様の職務に従事」と回答している者では、不満が強い。

第五に、現在の暮らしの状況を尋ねたところ（図表Ⅲ6-11）、「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせると3人に2人の割合である（21.5%、43.5%）。

図表Ⅲ6-6 任用根拠別にみた年間総収入(税込み。勤続1年未満者を除く)



図表Ⅲ6-7 全体、性別及び任用根拠別にみた、主な生計費負担者(1つのみ)

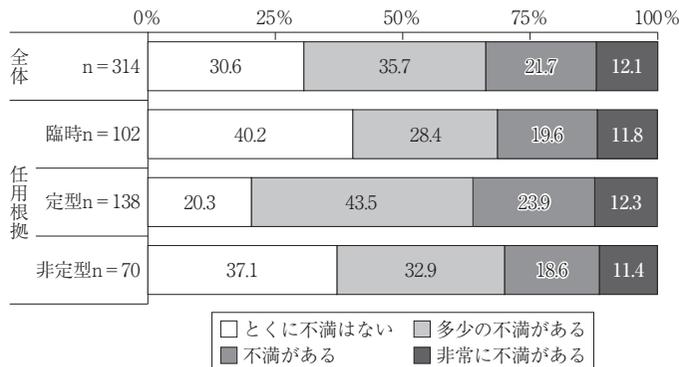


○私は今年度入ったばかりだが、何十年もこの仕事を続けている方もずっと同じ給与で、1年目の私と同じ給与で働いているが、仕事は職員の方よりもできると思う。その事についての賃金的な評価がないのは、おかしいと思う。女性/40歳代/定型

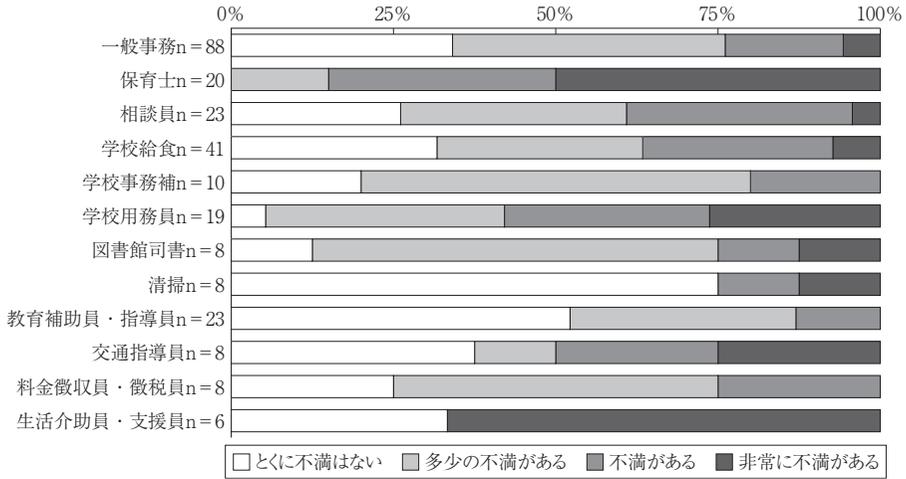
○職場で同様の形態(嘱託職員)で働いている方は、定年退職後(60歳以上)の方や、夫の収入のある兼業主婦の方がほとんどなので、皆さん賃金の不満・不安は持っておられないようだけれど、自分は自分1人の収入で子育てをしている最中なので、もう少し(1~2万でもいいので)賃金が高いか、交通費が出るか、ボーナスが出るかすると、有難い……。女性/30歳代/定型

○辞令の一文に、就業形態は職員に準ずるとあり、同じ仕事をしているのに給与に大幅なひらきがあるのは納得がいかない。一度市の職員になってしまったら適当な仕事でもそれを通せるんだ

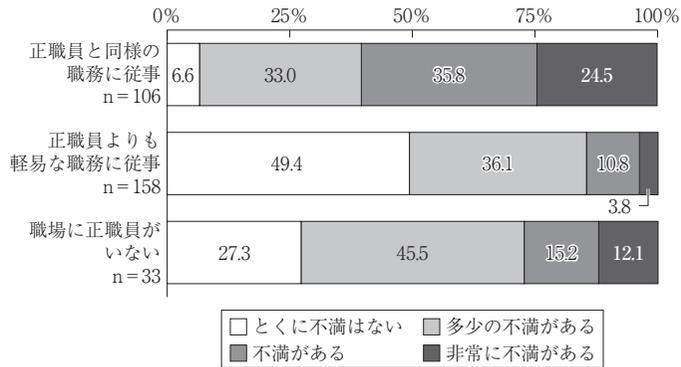
図表Ⅲ6-8 全体及び任用根拠別にみた、正職員との間の賃金・処遇面での差に対する評価



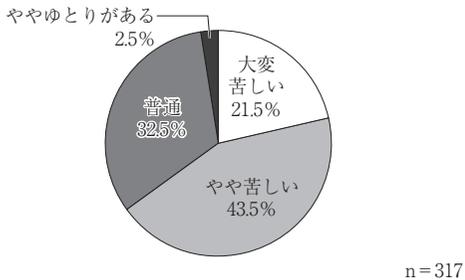
図表Ⅲ6-9 職種別に見た、正職員との間の賃金・処遇面での差に対する評価



図表Ⅲ6-10 職務内容別に見た、正職員との間の賃金・処遇面での差に対する評価



図表Ⅲ6-11 現在の暮らしの状況に対する評価



と、今さらながらうらやましい限りです。女性／50歳代／臨時
○職務が正職とまったく同じだが賃金の差があま

りにも大きいと感じ、又、手当もまったくついていない。エプロンだけは正職と同じ枚数を支給されるが、その他の冬のジャンパーや長靴などの支給がない。女性／30歳代／臨時

○子供の命を預かる大変な仕事をしているが、賃金が安い、ボーナス、通勤費がまったくないのが不満である。先の仕事が見えないのが不安である。女性／40歳代／臨時

○入社当初は“△△窓口事務”と指定された窓口専門とされていましたが、数年経つと“違う窓口の事務”“入力作業”他……と仕事の内容が年々増えている。増える事に対して不満はないが、それにとまって賃金が上がっている訳ではないので、不満である。職員であれば、仕事が出来なくても、何ヶ月も休もうが許される部分があるが、私たちは1年1年の更新で解雇の

おそれもあり……不公平を感じる。女性/40歳代/非定型
 ○仕事で要求されるものは大きくなるが、収入は減る。女性/50歳代/臨時

図表Ⅲ7-1～Ⅲ7-3。但し、職種別の分析は、人数が10人以上の職種に限定)。

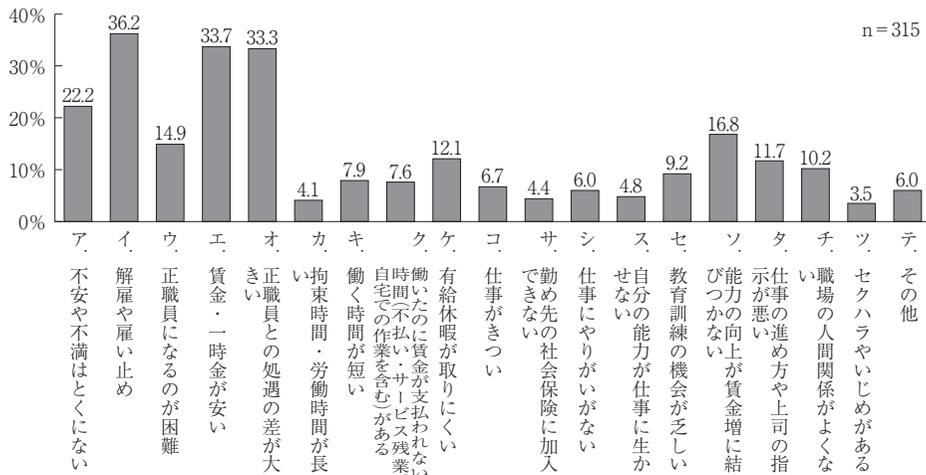
第一に全体をみると(図表Ⅲ7-1)、まず、「ア、不安や不満はとくにない」という者は全体の2割強である。

次に、不安や不満で最も多いのは、「イ、解雇や雇い止め」である(36.2%)。とりわけ「定型」では半数に及ぶ。

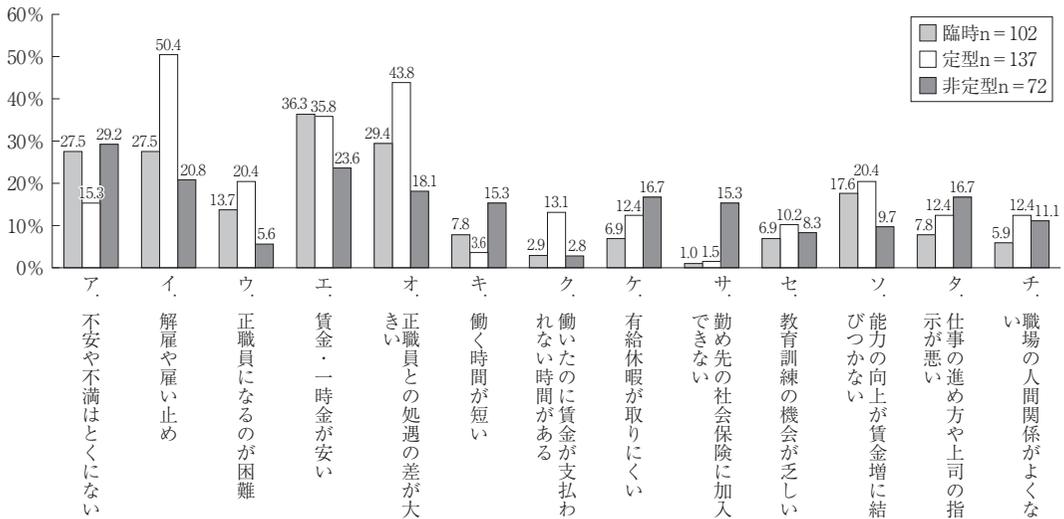
7. 仕事上の不安や不満

仕事上の不安や不満をみる。全体と、任用根拠別そして職種別に整理してみた(順に、

図表Ⅲ7-1 仕事上の不安や不満(複数回答可)



図表Ⅲ7-2 任用根拠別にみた仕事上の不安や不満(複数回答可)



注：いずれかの回答群で10%を超えた項目に限定。

図表Ⅲ7-3 職種別にみた仕事上の不安や不満（複数回答可）

単位：人，%

	一般事務		保育士		相談員		学校給食		学校事務補		学校用務員		教育補助員・指導員	
	89	100.0	20	100.0	23	100.0	41	100.0	10	100.0	18	100.0	23	100.0
ア. 不安や不満はとくにない	25	28.1			5	21.7	9	22.0	1	10.0	3	16.7	5	21.7
イ. 解雇や雇い止め	31	34.8	8	40.0	4	17.4	7	17.1	5	50.0	7	38.9	9	39.1
ウ. 正職員になるのが困難	17	19.1	3	15.0	3	13.0	4	9.8	1	10.0	4	22.2	1	4.3
エ. 賃金・一時金が安い	23	25.8	18	90.0	5	21.7	10	24.4	6	60.0	11	61.1	4	17.4
オ. 正職員との処遇の差が大きい	28	31.5	19	95.0	5	21.7	9	22.0	3	30.0	11	61.1	3	13.0
カ. 拘束時間・労働時間が長い	4	4.5	2	10.0			1	2.4	1	10.0				
キ. 働く時間が短い	3	3.4			2	8.7	2	4.9			4	22.2	5	21.7
ク. 働いたのに賃金が支払われない時間（不払い・サービス残業。自宅での作業を含む）がある	3	3.4	8	40.0	3	13.0			1	10.0	1	5.6	1	4.3
ケ. 有給休暇が取りにくい	6	6.7	4	20.0	1	4.3	11	26.8	3	30.0	1	5.6	3	13.0
コ. 仕事がつつい	3	3.4	2	10.0				9	22.0				1	4.3
サ. 勤め先の社会保険に加入できない	6	6.7			1	4.3	5	12.2						
シ. 仕事にやりがいがない	5	5.6			2	8.7	4	9.8					1	4.3
ス. 自分の能力が仕事に生かせない	3	3.4			3	13.0	1	2.4			2	11.1	2	8.7
セ. 教育訓練の機会が乏しい	3	3.4	1	5.0	6	26.1	2	4.9			2	11.1	5	21.7
ソ. 能力の向上が賃金増に結びつかない	12	13.5	9	45.0	3	13.0	4	9.8	1	10.0	4	22.2	3	13.0
タ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い	8	9.0	2	10.0	6	26.1	7	17.1			2	11.1	2	8.7
チ. 職場の人間関係がよくない	9	10.1	4	20.0	1	4.3	5	12.2			2	11.1	2	8.7
ツ. セクハラやいじめがある	2	2.2			1	4.3	1	2.4						

そして、「エ. 賃金・一時金が安い」「オ. 正職員との処遇の差が大きい」がそれぞれ3割強に及ぶ。「オ.」は「定型」では4割強に及ぶ。なお、処遇関連では、「ソ. 能力の向上が賃金増に結びつかない」が全体で16.8%、とりわけ「定型」では2割に及ぶ。

第二に、任用根拠別にみると（図表Ⅲ7-2）、(1)「定型」で「ク. 働いたのに賃金が支払わ

れない時間がある」が13.1%である。(2)「非定型」では、「キ. 働く時間が短い」、「サ. 勤め先の社会保険に加入できない」がそれぞれ15.3%と「臨時」「定型」に比べて多い。「タ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い」も16.7%で多い。(3)「臨時」では「ケ. 有給休暇が取りにくい」があがっている。

第三に、職種別にみると（図表Ⅲ7-3）、

「保育士」での不満が強い。例えば、「エ. 賃金・一時金が安い」も「オ. 正職員との処遇の差が大きい」も9割に達するほか、「イ. 解雇や雇い止め」「ク. 働いたのに賃金が支払われない時間がある」「ソ. 能力の向上が賃金増に結びつかない」も4割台である。

ここで、仕事上のこうした不安や不満の相談先を1つだけあげてもらった(複数回答されている場合には、「複数回答」として処理)。

結果は(図表Ⅲ7-4)、「相談する必要性はとくに感じていない」が26.2%で最も多く、次に多いのは、「職場の同僚に相談」である。留意すべきは「相談したいが相手がいない」14.5%である。

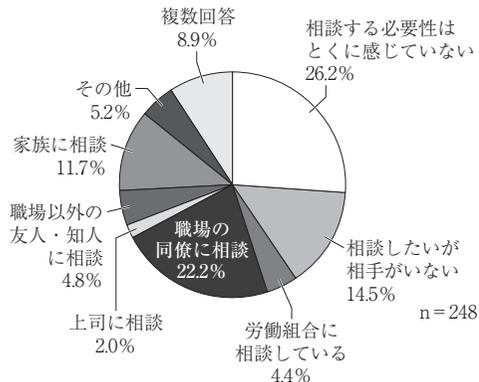
ではこれを、任用根拠別、あるいは、労働組合の加入別にみてみよう。

まず前者をみると(図表Ⅲ7-5)、「臨時」では、相談の必要性をとくに感じていない者が3割で最も多いことと、労働組合への相談がゼロであることがあげられる。

次に後者の結果で注目すべきは(図表Ⅲ7-6)、労組加入群では、労組を相談先としている者が2割程度(「複数回答」内の回答も含めると26.8%)みられる一方で、「相談したいが相手がいない」が1割強みられることではないか。

なお労組未加入群では、相談の「必要性は

図表Ⅲ7-4 仕事上の不安や不満の相談先(1つのみ)



とくに感じていない」が3割で多いこと、労働組合への相談がゼロであることなどが特徴である。

- 不満があるなら仕事をやめるように言われた人もいる。現場で必要とされ、仕事内容も自分にあっているので仕事をなんとか続けているが、労働と賃金は合っていない(せめて交通費を支給してほしい)。毎年面接試験で、ギリギリまで採用がわからないという不安。何があっても守ってくれる組合などもないし。〈教育補助員・指導員〉
- 4月の子供の入所人数で切られたり他の保育所にまわされたりするのも不安で、1年、1年という思いで働いている。臨時職員は組合がないため本当に弱い立場で働いている。嘱託とは、働く面で違いがあるので、認識され、受け入れられるまでには、まだまだ時間がかかり、労働条件は変わらないと思います。〈保育士〉
- 元々職員の人達がしていた仕事をしているのですが、同じ仕事をしていても給料は少ないです。せめてボーナスくらいは欲しいです。休暇などの取得も、私達嘱託仲間と連絡を取りながらしているのに対し、職員は何も考えずに休んでいると思います。お陰で日によっては人が全々いなく忙しくなったりもします。〈一般事務〉
- 単年でしかライフスタイルの計画を考えられない不安定さがある。年々仕事が増え毎日が忙しく余裕がない。これで雇い止めとなれば使い捨て感が強く、仕事は好きな内容なのに残念。〈図書館司書〉
- 正職員とほとんど同じ仕事をしているのに給料がとても安いこと。何故、雇用期間が「11ヶ月」なのかということ。手当が何も出ない事(交通手当など)。仕事量がほぼ同じなら、給料や手当をあげるべきではないか。〈保育士〉

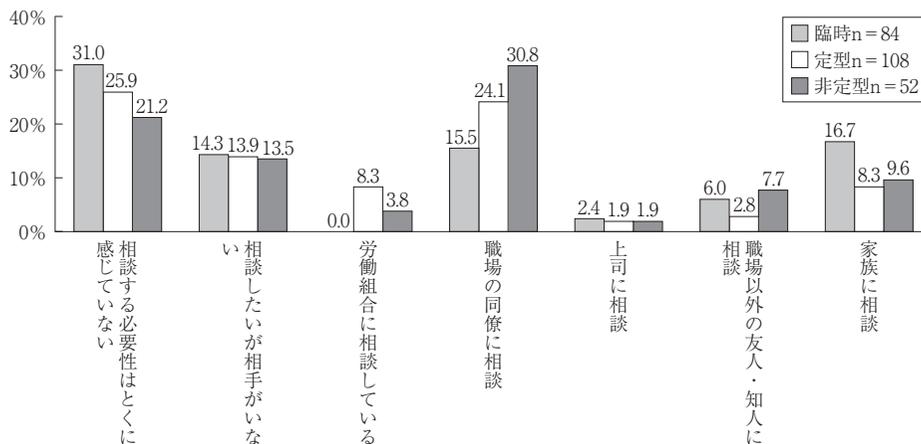
8. 労働組合への加入意思及び期待など

冒頭で述べたとおり、帯広市では、嘱託職員で構成される労働組合が存在しており、本調査回答者の22.5%はその組合員である(図表Ⅲ8-1)。

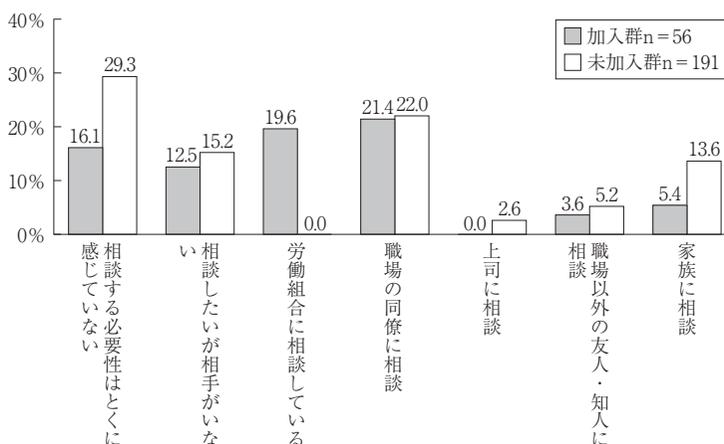
残りの、労働組合に加入していないという者(未加入群)に以下のことを尋ねた。

第一に、労働組合が存在していることを知っているか。結果は(図表Ⅲ8-2)、6割弱

図表Ⅲ7-5 任用根拠別にみた、仕事上の不安や不満の相談先（1つのみ）



図表Ⅲ7-6 労働組合の加入状況別にみた、仕事上の不安や不満の相談先（1つのみ）



が「知っている」。但し、囑託とりわけ「定型」では73.0%が「知っている」のに対して、「臨時」では4割にとどまる。

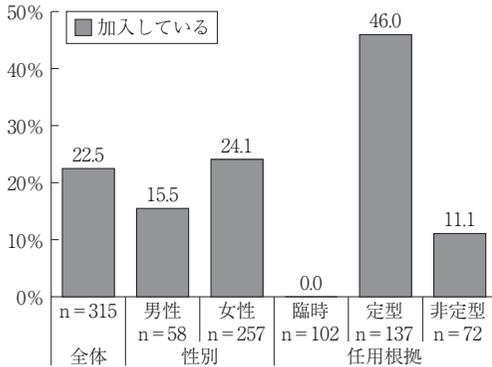
第二に、上で「知っている」と回答した者に、組合に加入しない最大の理由を尋ねたところ（図表Ⅲ8-3）、「加入の必要性を感じない」が54.7%だった。「職場で不利な扱いを受けるのではと不安」を感じている者はわずかで、「組合費が高い」という回答も1割だった。

ただ一方で、3割を占めた「その他」の内容をみると（以下、参照）、「臨時」や「非定

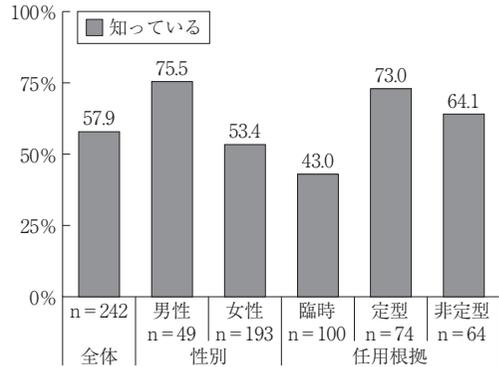
型」は組合に加入できないという誤解や、組合から勧誘がないといった回答が少なくない。

- ・特にすすめられていないため。
- ・加入してもどうにもならない。
- ・加入する方法を知らない。
- ・臨職の立場で加入できる？ 方法は？
- ・加入の案内をされていない。
- ・臨職なので。
- ・入れるのか入れないのかもわからない、何の情報もない。
- ・組合の内容がわからない。
- ・非定型は入れないと聞いた。
- ・臨時職員は誰も加入していないから。

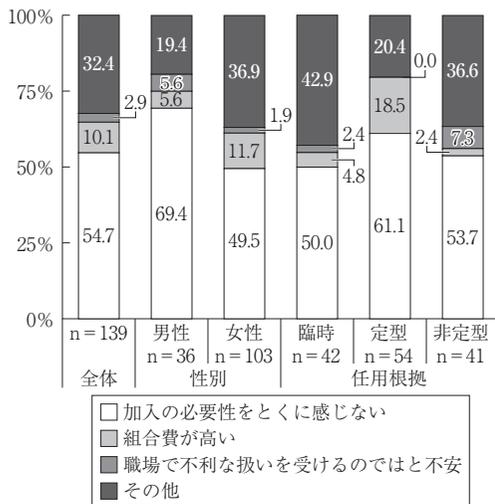
図表Ⅲ8-1 全体、性別及び任用根拠別にみた、労働組合への加入状況



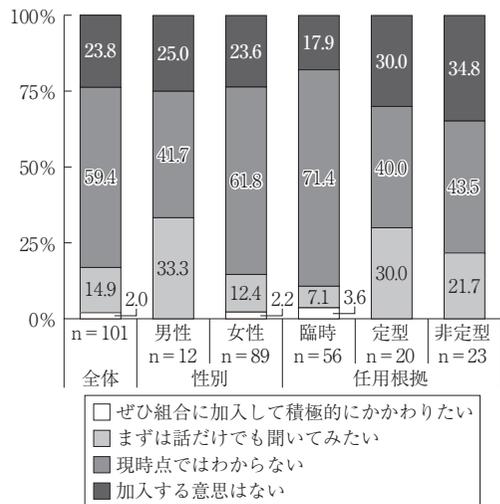
図表Ⅲ8-2 全体、性別及び任用根拠別にみた、労働組合の認知状況 (未加入群)



図表Ⅲ8-3 全体、性別及び任用根拠別にみた、労働組合に加入しない理由 (「未加入」のうち組合を「知っている」群)



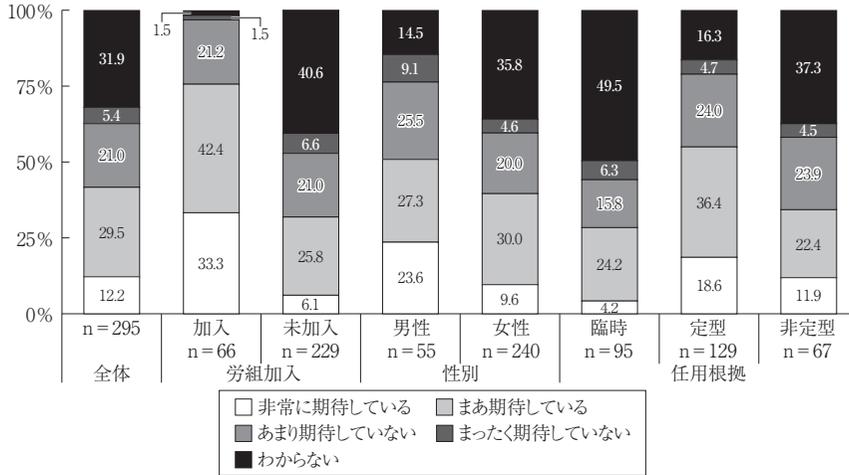
図表Ⅲ8-4 全体、性別及び任用根拠別にみた、労働組合に加入する意思 (「未加入」のうち組合を「知らなかった」群)



- ・非定型のため。訴えても応じてもらえないと思
い加入していない。
- ・臨時職員のため。
- ・最近知った。
- ・加入申込み期間が短く、過ぎてしまった。
- ・非定型なので加入できない。
- ・臨時職員は入れない。
- ・自分たちを守る組織ですが、役員になったとき
の負担が大きすぎる。
- ・力不足。
- ・臨時職員という立場のため。
- ・加入の希望調査がなかった。臨時職員は該当し

- ない？
- ・臨時職員には特に声かけはない。
- ・自分が対象だとは思っていなかった。
- ・臨時職員では加入できないのでは？
- ・次年度も働けるのかどうかかわからないため。
- ・臨職だから。
- ・臨時職員なので加入できない。
- ・加入案内など一切ない。
- ・自分はいれない。
- ・臨職には加入制度は無し。
- ・詳しく知らなかった。
- ・雇用形態によって加入できない。

図表Ⅲ8-5 全体、労組加入別、性別及び任用根拠別にみた、労働組合に対する期待



- ・嘱託が入れるとは思っていなかった。
- ・加入を案内されていない。
- ・なんとなく。
- ・相談しても助けてくれない。
- ・加入しても改善に期待ができない。
- ・臨時職員は入れないと聞いたので。
- ・臨時職員なので。
- ・加入をすすめられたこともなく、必要があるのかもわからない。
- ・非定型なので加入できない。
- ・子どもが小さく集まりに出れないため。

第三に、組合の存在を「知らなかった」者に加入意思を尋ねた。

結果は（図表Ⅲ8-4）、最多は「現時点ではわからない」（59.4%）で、「加入する意思はない」が4分の1で続いた（23.8%）。この2つで全体の8割強を占める。同様の設問で積極的な回答が一定程度みられた釧路市での調査と異なり、帯広市の場合は、加入意思のある者（とりわけ嘱託職員）はすでに組合に加入していることによるのだろう（釧路市には、一部職種を除き、臨時・非常勤の組合はまだない）。

とはいえ残りは、数は多くないとはいえ、「まずは話だけでも聞いてみたい」あるいは「ぜひ組合に加入して積極的にかかわりたい」

である。その合計は、とりわけ「定型」では3割に、「非定型」でも2割強に、及ぶ。そのことは注視すべきではないか。それは、労働組合への期待にも示されている。

すなわち、最後に、労働組合の加入に関わらず回答者全体を対象に、労働組合に対する期待を尋ねたところ（図表Ⅲ8-5）、加入群の期待が高いのは当然として、未加入群においても、最多は「わからない」である一方で、「非常に期待している」「まあ期待している」を足し合わせると3割に達した。

さらに、未加入群に限定した結果を任用根拠別にみると（図表Ⅲ8-6）、「定型」では37.1%にまで増加した。

- このアンケートで帯広市嘱託職員労働組合がある事にびっくり。知りませんでした。年に何回か労働組合の集まりの場をして欲しいと思いました。臨時職員と嘱託職員の労働条件が違っていると聞いていましたが、詳しいことは良くわかりません。色々機会があれば説明など聞いてみたいです。女性/50歳代/臨時
- 最低賃金が上がっても、[給与が]上がらない。遠くから通勤でも交通費がない。ボーナスも全くない。有給を消化出来ない。夫の扶養から抜けているが130万いかない（年毎の面接での採用なので、いつ切られるか不安）。労働組合に

図表Ⅲ8-6 性別及び任用根拠別にみた、労働組合に対する期待（未加入群） 単位：人、%

	性別				任用根拠					
	男性		女性		臨時		定型		非定型	
	47	100.0	182	100.0	95	100.0	70	100.0	60	100.0
非常に期待している	7	14.9	7	3.8	4	4.2	5	7.1	5	8.3
まあ期待している	15	31.9	44	24.2	23	24.2	21	30.0	13	21.7
あまり期待していない	12	25.5	36	19.8	15	15.8	19	27.1	14	23.3
まったく期待していない	5	10.6	10	5.5	6	6.3	5	7.1	3	5.0
わからない	8	17.0	85	46.7	47	49.5	20	28.6	25	41.7
(再掲) 期待している計		46.8		28.0		28.4		37.1		30.0

注：対象は未加入群。

ついて、全くわかりません。訴えることによって、私達の不満、不安が少しでも軽減されるのでしょうか？ 女性/50歳代/臨時

○臨職は、待遇面が悪い。休暇は年休のみ。病欠もなし。交通費もなし。ボーナスもなし。日給月給で祝日の多い月には収入が大きく減る。他の職員と同じように働いているのに。市の保育所職場では、臨職の方が、嘱託より職務や責務が大きい。〔略〕正・臨は7.75h勤務の週休二日。嘱託は7.0h二週に1回は金曜休み。まだたくさんあるが〔書く〕枠が足りませんでした。臨時/〈保育士〉

○5年経ち更新を希望する場合はまた応募しなければならず、実際不採用になることもあるので不安です。期限付きで働いていると常に来年度は大丈夫かと不安になります。更新を希望し、所属長の承諾があれば再応募しなくても働けるように改善して欲しいと思います。職場（上司）によって5年で切られるところがあったりするものもおかしいと思います。上司が変われば雇用形態が変わってしまうことも改善して欲しいです。女性/50歳代/定型

臨時的・一時的ではなく、恒常的、基幹的な業務に従事する者が少なくない中で、有期雇用で雇うことや、更新回数に上限を設けることには、果たして合理性はあるのか。労働者の雇用・生活保障はもちろんのこと、以下にみるとおり、公共サービスの質確保・改善という観点からも、検証が必要である。

なお、更新回数の上限を早急に廃止できないとしても、上限に達した労働者の再度の任用に対して、労働組合は規制をかけていくことが期待される（経験のある者を不合格とする場合には合理的な理由を課すなど）。

第二は、賃金をめぐる問題である。

まず全体の底上げが必要である。次に、帯広市では（「定型」の嘱託職員に限ってだが）経験・勤続が評価の対象とされてきた。わが国の多くの非正規労働者がそうした扱いを受けられない中で（つまり、実現すべき課題となっている中で）、それは廃止されてしまった（現在は猶予期間中）。

あらためて、彼らの賃金は、生計を立てていく上で、あるいは、従事している仕事内容に比して、妥当であるかどうか。また勤続や経験が評価されないこと自体も妥当なのか。働く意欲の向上という観点からも、労使で検証が必要だろう。

○専門資格を有していないと対応困難な専門業務であるにも関わらず、嘱託ということで一律に

IV. まとめに代えて

帯広市の臨時・非常勤職員の任用実態等を見てきた。調査でみえてきたものも、そこから導かれる労使の課題も、この間の各市調査でまとめてきたのと基本的には同様である。

すなわち第一には、雇用の不安定さである。具体的には、有期雇用の問題、なおかつ、嘱託職員は更新回数上限、臨時職員は空白期間の設定という問題である。

雇用期間の上限を設けられてしまうと、業務遂行に大きな支障が出る（〔職種名——引用者〕の質に悪影響）。専門技術職かつ長年の経験が必要な業務であることが理解してもらえない。
女性／定型

- 児童のトラブル等校内の情報が伝えられない事が多い。様々な児童に直接関わる上で、ちゃんと知っておきたい。非正規を守って欲しい。〈教育補助員・指導員〉
- 正職員とはほぼ変わらない仕事内容なのに給与が違いすぎるので働く意欲がうせてくる。重いものを持つたりする事が多いので腰痛を抱えているが、正職員の人達と違い、色々な保障が少ないので病気やけがをってしまった時にどうなるのか不安……。〈学校給食〉

最後に、労働組合への包摂、集団的労使関係の構築である。

帯広市では、嘱託労が組織されすでに30年を超える活動が蓄積されている。労働者の要求は、集団的労使関係の中にしっかり持ち込まれ、一部は実現されてきた。

だが、臨時職員や「非定型」の組織化は十分ではない。規約上は加入が認められているとはいえ、臨時職員に限っては、加入はゼロである。

むしろそれは、例えば臨時職員の場合が典型であるように、労働組合への参加を困難にしている任用条件の問題がある。

とはいえ一方で、彼らもまた現在の任用に多くの悩みや不満を抱えていること、労働組合への関心も少なからずみられることは、本調査で明らかになった。

ことは帯広市に限ったことではない。「住民の福祉の増進」を掲げる自治体が今後もおこなった任用を続けるのか。労使当事者はもちろんのこと、国や自治体の関係者・機関それぞれが責任を果たす必要があろう。

謝辞：帯広市には、情報提供などでたいへんにお世話になりました。感謝申し上げます。

〈参考文献〉

- ・遠藤公嗣, 筒井美紀, 山崎憲 (2012) 『仕事と暮らしを取りもどす——社会正義のアメリカ』岩波書店
- ・川村雅則 (2013) 「官製ワーキングプア問題（I）地方自治体で働く非正規公務員の雇用, 労働」『北海学園大学開発論集』第92号（2013年9月号）
- ・——— (2014a) 「官製ワーキングプア問題（II）総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の北海道データの集計結果（I）」『北海学園大学開発論集』第93号（2014年3月号）
- ・——— (2014b) 「官製ワーキングプア問題（III）総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の北海道データの集計結果（II）」『北海学園大学開発論集』第94号（2014年9月号）
- ・——— (2014c) 「「なくそう！官製ワーキングプア・反貧困集会」に参加して」『北海道自治研究』第548号（2014年9月号）
- ・——— (2014d) 「札幌市における臨時・非常勤職員の任用——札幌市からの聞き取りと提供資料にもとづき」『北海道自治研究』第550号（2014年11月号）
- ・——— (2015a) 「官製ワーキングプア問題（IV）地方自治体で働く非正規公務員の雇用, 労働（II）」『北海学園大学開発論集』第95号（2015年3月号）
- ・——— (2015b) 「函館市の臨時・非常勤職員の任用と労働組合の取り組み」『北海道自治研究』第556号（2015年5月号）
- ・上林陽治 (2012) 『非正規公務員』日本評論社
- ・熊沢誠 (2013) 『労働組合運動とはなにか——絆のある働き方をもとめて』岩波書店
- ・早川征一郎, 松尾孝一 (2012) 『国・地方自治体の非正規職員』旬報社

資料Ⅰ アンケート調査回答者の自由記述

調査票では3箇所自由記述欄を設けた。その結果が以下である。①は「雇用不安の思いなど」。②は「仕事上の不安や不満の内容」。③は「労働組合に対して求めることとご意見など」。

【001】①もし、更新年数に上限があり、辞める事になった後、次の配属先の学校は決めてもらえるのか、心配です。②9時～2時半までとなっているのですが、6時間目が終わるのが3時過ぎなので、次の日の用意や、製作の時間があるときは、先生方と、いろいろ話し合いをしたり(打ち合わせ)、試作品作りとかで時間がかかるので、できれば、9時～4時(7時間)ぐらい時間が欲しいです。③労働組合は、私達のような非正規職員に対して、どのような、力になってくれるのですか? なのでどんな期待をしてもいいのかわかりません。この仕事に就いて5年経ちましたが、労働組合の話は、一度も職員の方からされた事ありませんでした。採用のときに少しでもいいので説明してもらえると、助かります。女性/30歳代/非定型

【002】①年齢的に雇用されづらいのでは。②市嘱託職員ではあるが、特殊な環境の中にいるので辛い。上司に相談したところで、何の力にもなってはもらえず、体を壊し退職した人もいる。不満があってもだまって我慢する他ない。実名を挙げたいが言えない。職場の同僚に救われている。仕事自体は好きである。女性/40歳代/非定型

【003】②更新期間が終了したら再び応募して面接を受けなければならない。女性/30歳代/定型

【005】①年齢的にいっても、次の仕事があるのか、体力的にも不安。女性/50歳代/定型

【006】①年齢が高いこともあり、次の仕事が決まらない。②仕事の内容や責任が違うので処遇面や賃金が違うのは仕方がないと思いますが、正職員のゆるい仕事ぶりにはとても不満です。公務員は仕事ができなくても自動的に昇進していくし、降格もされないというのも、むしろ仕事ができない人ほど残業するので残業代がすごい! 自治体職員なのに自治体以外のところに住んでいて“家が遠いから残業できない”と言っている人もいます。正職員がちゃんと仕事をすれば臨時職員は不要では? 正職員の飲食したゴミの始末などをさせるために必要な? と思います。③民間の会社などに比べたら公務員は処遇や賃金はとても恵まれているのに、と思うと組合の主張には同感できません。まず、仕事をしない(できない)職員を何とかして欲しいと思います。女性/50歳代/臨時

【007】②臨職とはいえ、力になれるならサービス残

業しても構わない気持ちでいるが、時間になったら帰って良いとのことで、有難い限りではありますが、すこしさみしいというか、役所らしいなど悲しく思うこともあります。③公平な立場で権力等に揺らぐことなく貫いて頂けたらと思います。難しいことは分かりませんが、平等であって欲しいと思います。女性/30歳代/臨時

【009】①年齢や体力的に不安である。②職場内の人間関係で、管理人という立場のとらえ方が、違う為、勤務時間は、決まっているのに、24時間体制で働くのが当然という考えで、仕事をさせたがる。時間外の仕事に対し、感謝もされない。反論しても平行線。上司に相談しても、あまり変化はない。女性/50歳代/不明

【013】①60才を過ぎた人はハローワークに適当な仕事がない。②再任用制度は年金を先送りする制度であるが、嘱託職員の制度で、終日労働により残業処理する実情であり全くお粗末である。③労働組合の職員は、ご苦労と思うが、組織内組合であり、政治体制に組み込まれた組合は選挙応援、上納金のための組織なのか。ある人が北海道議会を学芸会と断言したのと同様に儀式化したことを繰り返しているだけで不要な組織になっていないか。労働・雇用制度を職員が片手間でこなせるような仕事でない。男性/60歳代/定型

【014】①年齢的なことで、再雇用されないのでは……という不安と、そうなった場合に他の仕事への就職ができるかどうか、仕事があるかどうか不安。女性/50歳代/定型

【015】②生活相談・支援・援助のため公用車を使用するが、ガソリンを使いすぎると、もう今年度の予算がないと言われた。今は、自分の車を使用し、支援を行なっている。予算がなくなったら相談・援助は行なわなくても良いという事なのか? 安い給料から自腹でガソリン代を入れるのは、大変な負担になっている。③雇用の段階で、労働組合の説明もされるべき。非常勤職員の手引きもこちらから催促しないと渡さないのは、おかしい(未だに、もっていない方もいる)。女性/50歳代/定型

【018】①収入が無くなること。②同じ仕事内容であるのに、全てにおいて格差がある。1. 通勤手当、ボーナスが無い。2. 有給休暇が少ない。正職20日→嘱託8～9日。男性/60歳代/非定型

【019】②給料(基本給)が下がることになっていること。上がるならともかく下がるのは、この時勢におかしいと思う。せめて、現状でいってほしい。女性/50歳代/定型

【021】②正職員も時間外で残業の賃金が出ないのを知りつつ、時間外でも〔嘱託を〕手伝う事はない。

例えば外線の電話、来客の対応など……女性／40歳代／定型

【024】①図書館司書はそもそも受け皿が少ない職種なので、今の職場を解雇されるともう二度と司書として働けないのでは？という不安がある。②正職員は病欠が多く、恒常的に仕事量が多くなり、定時には帰ることができない。特に土、日、祝は人数が少ないので、必ずサービス残業をしている。女性／50歳代／定型

【027】①仕事の内容。子どもがいるので休暇や時間帯など。②働く時間を減らし扶養内で働かせて欲しい。少しだけラインを出るので、税金もとられ、無駄だと思う。女性／30歳代／臨時

【028】①保険関係も自分で払い、拘束時間が長く、何の保障も無い。②例え今苦情を言っても変わらない。他の正職員の様な給料やボーナスをもらっているように言われている。正直、今までした仕事の中で一番納得いかない気がする。女性／40歳代／非定型

【029】①更新回数は5年あるが、毎年、（1年契約なので）人員削減があるのではとかなり不安です。又、5年後は雇用してもらえない可能性があり不安。仕事に集中できない。②職場内の人間関係がよくなる。同じ課内でも部署により仕事が一統されず。要望しても統一されない。努力して仕事を覚えても更新時に人員減の時は採用してもらえない。③組合はとても重要性があると思う。自分が組合に入らない理由は、過去の経験からの組合への不信です。女性／50歳代／定型

【030】②仕事のできない正規職員と組まされることも多く、責任は大きい。なのに、超勤の枠は決められた時間しかでない。一時金もなし。まして退職金もない。職務に支障をきたす職員に対してはせめて減給等の処分をして欲しい。仕事もできず高給なのはおかしい。民間であればとうにクビのはず。③組合に期待していないというよりも、要求をあげても市、当局は、ダメなものダメという風潮になっていて、人と人といった話し合いに結びつかない。人情が全くなくなっている。コンピューター相手に話をしているのと何ら変わらないと感じる。それでも頑張っって声をあげ続けてくれる組合役員の皆さんはありがたいです。女性／50歳代／定型

【034】②1. 冬季の燃料手当を支給して欲しい。
2. 夜間・仮眠中の勤務があり、その手当ではない。
3. 衣服を貸与されているが、11年間一度も更新されなかった。私服を着用している。男性／60歳代／定型

【037】①まだ仕事をしたいと思っていますが、再雇用となると年齢にも対応してもらえないのか心配

なので、現状を維持したいです。③このようなアンケートは初めてです。処遇改善望みます。よろしくお願いします。女性／50歳代／臨時

【038】①今は市でやっていますが、いつ委託になり、いまよりも給料が減らされるか不安です。女性／40歳代／臨時

【040】①定年までは同じ仕事がある限り、仕事をさせていただくと言う事で雇用されたのにH14年度の有期雇用導入に続き、雇用期間について着手してきたから、これから先何があるかわからないという不安が有る。②年々“〇〇〇に関しても協力していただきたい”などと要求が増えて来ていると感じる。正職員も大変だから・正職員も給与が下がったからなどと囁託や臨職にとって苦しい状況に追い込みながら何だろうと腹立たしくも思う。女性／50歳代／定型

【043】①再就職にあたり年齢的に職があるのかなと思う。男性／60歳代／非定型

【044】②正職員との格差がありすぎる様で、仕事の内容により、不満は皆、色々聞こえてきます。有休の取り方など。非正規公務員はなぜアルバイト禁止なのか不満です（法律で決められているのでしょうか）。女性／50歳代／臨時

【045】①健康に不安はないが、雇止め時点で65歳を超えるので、雇用に対し不安がある。②通勤手当等の諸手当が全くなく、遠くの職場と近くの職場の通勤費用の差がありすぎる。通勤場所によって仕事の内容、仕事量の差（人員も含む）があるので、それなりの評価（賃金の差）があっても良いのではと思われまます。健康に不安が無く、勤務状況に問題がなければ、もっと更新回数を増やしてほしい。男性／60歳代／臨時

【046】②勤務時間が少し短くだけで待遇が違いすぎる。女性／50歳代／定型

【047】③労働組合に求めることと問われても何をしているのかどのような実績があるのか知りません。職員にも聞きづらいです。女性／40歳代／非定型

【048】①産休代用でとりあえず2年間、といわれて働いているため、今後どうなるのか見通しがたかない。女性／40歳代／臨時

【049】①60歳を過ぎているので再就職先があるのか不安です。女性／60歳代／非定型

【050】①職場が指定管理等になったらどうなるのかなあという不安はいつもあります。②先にも書いた通り指定管理等になったときの雇用について、他の人の話を聞いても、良い状況ではないようなので仕事を続けることができるのかなあ。でもできないからといって、この年齢で次の仕事はないだろうなあと思っています。③いろいろな職種の方がいて、同

じように要求してもダメだろうなあ、と思っています。難しいなあ……。女性/40歳代/定型

【051】②時間外手当がまったく認めてもらえない事です。女性/60歳代/非定型

【055】①あと数年で職場が無くなるかもしれない。③人事異動のおかげで上司が変わり、大変良い環境の中で仕事をさせていただいております。それまでは色々な面で辛かったです。女性/40歳代/定型

【057】①年齢制限の範囲であり、再就職は厳しい。③組合員のための組合なのか組合のための組合員なのか、どちらも、同等と思うが、組合のための組合員に比重が大きい様な。女性/50歳代/定型

【058】③現在の嘱託職員の状況は、これまでの組合の方達が努力して下さったから、ずい分改善されたという事があります。ありがたいことです。いろんな経験をしているので、働けるだけで、ありがたいと思っています。女性/50歳代/定型

【062】①保育士という仕事なら年齢に関係なく、働ける場所はあるが、その他となると、年齢を問わないと募集条件にあったとしても、おそらく採用されない。③嘱託職員は一年間の任用、更新回数が15年とあっても当局から「保障するものではない」という文面が入っているので、組合がないと、いつ更新回数が短くなるか、またはなくなるか、不安が尽きない。組合を守るためにも、協力は必要ですね。女性/40歳代/定型

【064】②交通費(通勤)がでないなど保障(ケガしたときのなど)の問題。行事で学校から出るときの交通費等は支払われない。有給休暇が、継続して働いても半年経ってからはつかない。女性/40歳代/臨時

【066】①年齢。②自分はお茶を飲む時間もないのに他の人の仕事を頼まれる。その人はお茶を飲み、話しをずっとして、時にはメール、私用電話、新聞を読み、これはいいのか?!と思う。(民間ではありえない)。仕事の事を質問するとみんな知らないと言われる。女性/40歳代/定型

【067】①経済的に生活していけるのか(仕事があってもパートだと思うので)。女性/50歳代/定型

【070】②夫の扶養からはずれなくてははいけないぎりぎりの賃金なので、国民年金、国保に加入しなくてはならず、夫の職場で手当て(配偶者)もつかないので、負担が大きい。職場で年金・国保の負担分があれば良いと思う。③ふだんは特に相談する事などはないが、困ったときには助けてほしいと思っている。女性/40歳代/非定型

【071】②ボーナスや昇給がない。長く働いても新人と同じ給料だと見合っていない。女性/30歳代/臨時

【073】②交通費が出ないので、ガソリン代が高くつき、収入がとても少なくなる。女性/40歳代/定型

【075】②職員と同等の仕事しながら賃金が安すぎます(ボーナス、交通費も出ません)。③これまで通りそれ以上に頑張りたいと思います。極力協力して行きたいと思います。男性/50歳代/定型

【079】①他に就職口がきわめて少ない。(年齢制限などで)③非定型のため、訴えても応じてもらえないと思加入していない。女性/50歳代/非定型

【080】②任用期間が短いことが残念です。女性/40歳代/臨時

【082】①高齢者の雇用について条件が悪くなる(時間、賃金)。女性/50歳代/定型

【096】②上司が仕事内容を全く把握しなさ過ぎて頼りにならない。5年で終了でも、同じ嘱託職員の先輩はそのまま採用されている。人間性の問題なのだが、10年もいると移動がある職員より仕事内容に詳しいため、態度が大きくなり、えらそうで、その人のご機嫌取りをしないとイジメや無視されてしまう。実際その人のせいで辞めた人を何名か見てきた。それを見越さず上司にも問題があるし、5年と決めたものなのに採用すべきでないと思う。③アンケートをしてどうにか解決するのですか? 助けて欲しいです。今にも辞めたい環境。せつかがんばっても見てもらえない悔しさを理解してもらえたら……。どうかよりよい職場づくりをお願いします。女性/30歳代/非定型

【102】①子どもにまだお金がかかるが、50代なので新しい会社での採用は難しいと思う。女性/50歳代/臨時

【105】①年齢が若くなくなってきているので再就職への不安、賃金の不安。②嘱託は移動や内辞をしつかりと扱われるが臨職には異動でも内辞もなく、正式な異動という形もとってもらえない。③嘱託ばかりを守りすぎ。女性/30歳代/臨時

【106】②賃金に関しては基本給に賞与を毎月うわのせし、支給になっているので厚生年金の算出基準がとても低い。課内の移動は少なく、又、別の課への移動は、ここ10年まったくありません。若干の専門性を求められるのでしかたのないことかもしれませんが、固定された人間関係で、こじれると修復が難しいと思います。③正規公務員を経験していますが、今の非正規では5年ごとの採用試験の場ですっかりと組合活動をしていると何らかの不利益があるかも……。ですが個々人の不安や不満をまとめることで雇用側も考えてくれるとは思いますが……。女性/60歳代/定型

【107】①賃金が安いのに責任だけは強く求められる。女性/60歳代/非定型

【108】②相談しても変わらない。女性/50歳代/臨時

【110】①雇用期間が終わって面接を受け直し、結果が出るまでの期間は不安で、他の仕事を探していたほうがいいのかさぐく迷う。自分自身の収入のみで生活しなければいけないので、常に不安は毎日あります。②車の維持(車検・タイヤ買い換えなど)も金額が大きいのでこの収入では追いつきません。③私たちの何倍もの給料をもらっているはずの同じ職場の正職員の中には、ほとんど自分の部屋で寝てばかりで、仕事をほとんどしていないのにたくさんの給料をもらっている人もいます。それを我慢して見ている職員もいることを知っておいて欲しいです。女性/40歳代/臨時

【111】①年齢的に働く場所が見つかるか不安。②明らかに自分より働いていない正社員がいる。残業代や代休をもらっているお腹が立つ。女性/40歳代/定型

【112】年齢・資格(これといった資格なし)などの問題でまた職につけるか不安。②交通費が無いので、少しでもいいので出して欲しいです。③「名前」は聞いたことがあります。女性/40歳代/臨時

【114】①年齢的に仕事に就けない(採用されない)不安がある。女性/40歳代/臨時

【115】①家のローンが残っており68では無いのではと不安。②仕事のケガで病院へ。公務中のケガだったから、金は一切かかってないが、係の方から、休みは年休にしますか或いは欠勤にしますか、と聞かれた。自分としては当然病休かなと思っていたけど、これはどうも私たちのことを人間扱いしていないなとすごい憤りを感じた。③現在自宅から職場までは車で往復1時間以上かかるが、そこらへんの手当ては一切ありません。通勤手当という名目で当たらないなら、通勤補助みたいな名前でもつけてくれたら良いと思う。車だってタイヤだって消耗してしまうものだから。男性/60歳代/臨時

【116】①常に生活に不安を感じ、びくびくしながら業務を先行的にこなし、必要以上の労働、時間報酬をしている。②回数(年数に条件なしで勤務したい)。③(1)臨時員にも組合活動に参加させてもらいたい。(2)労働基準法が改正されても更新回数の改善がされていない(3年前に改正されています)。男性/60歳代/臨時

【119】①生活が出来なくなるため。②長く働いても新人と同じ賃金である事。ある程度の年数を働いたら新人との差をつけてほしい。特種な仕事で、責任の重い仕事なのですぐに辞めてしまったりする事が

あり、又イチから新しい人に教えなくてはいけない事。ベテランの役割が多すぎる事。③加入してないのでわからない。女性/40歳代/臨時

【120】①年齢的に、再雇用は、難しいのでは……。女性/40歳代/定型

【122】③賃金等色々な点で交渉していただいて感謝しています。勤務条件や更新時の応募のあり方の改善を望みます。女性/50歳代/定型

【123】①年齢が年齢だけに仕事が見つかるか不安。非正規でやりたいのだが……。女性/50歳代/定型

【124】①年齢的に再就職があるか。男性/50歳代/定型

【127】②給食費の収納事務は嘱託職員でやるにはとても重大な仕事だと思います。収納に対する賃金が合っていない気がします。女性/40歳代/非定型

【128】①いつまた、正規の職員(正社員)として働けるかが心配。③職員の皆様がより働きやすい環境になるような取り組みを、これからもよろしく願います。女性/30歳代/臨時

【129】①自分の給料が無くなると、生活出来ない為。②1~3月の間は年休がつかない為、子供が病気の時など休まなければならない時、日給なので給料に直にひびいてくるので困る。一番インフルエンザ等のウイルスにかかりやすい時期なので。女性/40歳代/臨時

【130】②時給はまあまあですが交通費が出ないので、支給して欲しいと思います。女性/50歳代/臨時

【131】①1人なので今後の生活の為働かなくてはなりません。女性/60歳代/臨時

【132】①市内に勤める前は、同じような仕事を別のマチでしていました。5年間雇用を更新してもらいながら仕事をしていましたが、5年経ったからという理由だけで雇い止めになりました。帯広市でも、そういう扱いを受けるのではないかと不安です。②今後もう少し収入の多い職を探す予定だが、見つけられるかどうか心配。③非正規であろうと正規であろうと、仕事しやすくあることが大事だと思う。休みをどう取るか、仕事内容がどうか、自分で何とかできることと、そうでないことを区別して考え、労組の力を借りなければいけないことについては助力が必要だと思う。非正規だとなかなか言いづらいことがたくさんある。女性/40歳代/臨時

【135】②何年いても賃金があがらない。責任だけが大きくなる。仕事の内容も、賃金があがらないので、やりがいがおきず、作業はこなすが、やる気が出ない。相談するというより、文句で終わってしまう。話し合いの場をもうけてくれるが形だけで、作業や賃金の事は改善されない。学校給食で働いているが、

おいしい給食からはかけはなれているようにも思える。安全も大事だが、まずはおいしい給食を。③職員は組合に入っているだろうが、臨職は組合に入って活動するという雰囲気ではない。再雇用でさえないくなる気がする。女性/40歳代/臨時

【136】①現在60才です。年金まであと5年は働きたい。②5年で終了。男性/60歳代/定型

【140】①更新がなければ、生活する事ができなくなるため、とても不安を感じています。女性/50歳代/定型

【141】①資格もなく、年齢も若くないため良い仕事が見つかるとは考えにくい。②いつまで働けるのかという不安(5年毎の更新)。賃金が低く、今後ずっと変わらない事への不満。ボーナスもなく、退職金もないため思うように貯蓄が出来ず老後への不安。女性/40歳代/定型

【143】②正職と同じ仕事にも関わらず臨時職員は効外に通勤しており車の燃料代が出ていない。又、市内校より作業の量的にも多い時があるのに賃金の一月の平均が12万円位である。③組合活動は違法として処理されようとしている様子。管理職の圧力に屈している気がする。男性/60歳代/臨時

【144】②月の駐車場代が8600円で、交通費はナシ。キツすぎる……。③労働組合の組織自体が、市の職員で構成されていると聞き、希望すら持てない。悠々と仕事をし、残業手当ももらえるような人に“何を相談してもしょうがない”としか思えない。女性/30歳代/不明

【146】①年齢が高くなると就職も厳しいのでは。②通勤手当が少しつければ良い。③労働組合のことが良くわかりませんでした。男性/60歳代/臨時

【147】③夜勤、日数が多い割に賃金が安い。手当てが無い(燃料手当、ボーナス、夜勤手当他)。男性/50歳代/定型

【148】①不安があっても、そういう雇用形態なので仕方がない、とは思っているのですが、いつそうなるのも良いように準備はしているつもり。②配属先によって大変なところとそうでないところがあり、それによって、サービス残業がかなりでてきたりするところと時間内で帰れるところの差がありすぎる。管理職はそれを現場担当者にしっかり伝えなければならぬと思います。③組合というものに、良い印象をもっていない。職場の長が決めたことにいつも文句ばかりを言い、義務を果たしていない印象。自分が長になれるわけがないのに、えらそうに語る人が多い。そういう人は「平等」ということもカンちがいでいる人が多い。組合の本来の姿は何なのか考えるべき。女性/30歳代/臨時

【150】③組合費をもう少し安くしてほしい。女性/

50歳代/定型

【152】②家から職場まで少し遠いので通勤手当が出ると、すごく助かります。女性/30歳代/臨時

【155】①年齢が若いので、仕事があるのか、心配です。②仕事はきついものなので、特にありません。女性/50歳代/非定型

【157】①6ヶ月間で面談、1年に1度面接。仕事はやりがいがあり、続けたいが、先の見通しがつかず毎年ドキドキして予定が立たないです。②雇用が、先が見えず不安。女性/40歳代/不明

【159】①「あなたは今年度限りです」と言われた。その理由がわからない。②朝仕事の開始時間がこれまでの職場と比べると、2時間以上早いので体力的に慣れずつらいです。1時間でも遅ければ助かるのですが。現在は7:30からですがだいたい7:15~7:20には仕事を始めています。③1年間の契約が4月~9月、10月~12月、1月~3月という期間で任用され、そのうち有給休暇は、4~12月までしか適用されません(夏休み、冬休み期間中は、勤務はありません)。1月~3月は病気になる欠勤扱いです。これはあくまでも雇用主の都合で、働く側にとって決して、快適な労働条件ではありません。女性/60歳代/臨時

【160】②主の仕事に関しては正職員・専門員と同じなのに、もう少し賃金を上げてくれてもいいと思う。男性/60歳代/非定型

【161】①年齢的に正社員として働ける(雇用して頂ける)環境があるのだろうかという事が不安です。女性/30歳代/臨時

【166】①年齢的に高齢なので、更新が終了後に、仕事を探すのが難しいと思われる。②交通費が支払われない事。③組合の活動により、改善された(賃金アップ)などがあつた際、何も活動せず恩恵だけ受けて申し訳ない気持ちになった。女性/50歳代/定型

【167】②私達が仕事のスキル向上を思っても、実際は変える事ができない。職員(各担当)のやる気や、能力に左右される囑託間でも仕事への取り組みの違いにより、働く意欲をうばわれる。女性/40歳代/定型

【169】②賃金は、安いと思いますが、仕事の内容から納得しているし、確認して職を決めているので、不満はあまりありません。ただ、ギリギリ配偶者控除が出来ない金額であることと、労働時間が長いことは、今後改善されないかと期待しています。女性/30歳代/臨時

【170】②今の所得では1人暮していく事が非常に厳しい。全員ではないが、給与に合わない職員がいる(臨職・委託業者社員と職員の格差)。長期にわたつ

で実際に公務に携った場合、その職場で正規にして欲しい（正規職員への道が全くない）。③嘱託職員・臨時職員という1つのくくりで市労連等正規職員との関係を密にして、待遇の改善、労働環境の改善に取りくんでいただきたいです。又、職場限定採用等、正規職員への道を検討してもらえる状況をつくっていただきたいです。男性/30歳代/臨時

【173】①通勤時間・年齢。②へき地のため通勤は近いが、会議等で30分以上の移動があっても全く通勤手当が出ない。女性/40歳代/定型

【174】①年齢的にも、再就職が難しく、職場長が代わる度、体制の変更があり、何時職場が無くなってもおかしくない状況に不安を感じる。②1年雇用が基本として、仕事のキャリアを無視される（経験給等が無い）。一般企業のパートと比較して、『賃金が高い』と言って、アレもコレもと、仕事を押し付ける上司が居るが、一時金や退職金もあり雇用が安定している正職員には、上司は何も言わない。改善を求めたら「イヤなら辞めてもらって良い」と言われた人も居る。嘱託職員は職場長が決めたルールや指示で仕事をするという考え方なので、長の考え方一つで、又は、長が代わる度に、仕事の内容や処遇が変わり、前年に話し合ってた決めた事も「何も聞いて（引きついで）いない」と言われる。精神的にいつも安定できず、常にストレスを感じる。③執行委員の方々には、いつも大変頑張っていたでいます。が、やはり、嘱託労だけでは中央を動かす力は、不足している様に感じます。雇用の体系が、職場によって多岐にわたる為、それだけ問題の数も多いので、親組合と連携して市役所で働く者として正職員も非正規も同じ様に、話し合いのテーブルに着けて、全ての職場の問題を、共有できると良いと思います。嘱託労のアドバイザーとなる正職員さんたちが皆さん退職されていかれるので、引き継いでくださる方が居なくなると、将来が非常に不安です。女性/50歳代/定型

【175】①年齢が上なので雇用してもらえない可能性が高いと思う。男性/50歳代/定型

【179】②あいまいな立場で都合よく使われること。確認を取りたくても、相手（正職員）がわからない事が多く、対応に困ることがある。（正職員の人は基本自分の担当の仕事しか行わないため）お茶出し、そうじ等、ゴミ捨てなど、全て、嘱託等がやる事が当然だと思っているところ。女性/30歳代/定型

【180】③労働組合の組織が弱体化し、ブラック企業の問題や非正規労働者の権利が保障されていない。男性/60歳代/定型

【181】①日給月給なのに仕事は正規職員と同じ（早番・遅番）とても待遇が悪い。嘱託さんより長時間

働くのに全ての面で低い扱い。給与、勤務時間内容全てひどい。②とにかく正職と同じ仕事をさせられる。それなのに待遇が悪い。嫌ならやめればと言われるそうでガマンしている。嘱託のように組合もなく1ヶ月休み（雇用切れ）その間無収入になってしまふ。正職、嘱託になりたくても毎年ない。ガマンも限界になってきている。女性/40歳代/臨時

【182】①年齢的に再就職は難しい。②転勤がある（異動）かもと云われています。交通費も出てないのに遠くの職場に移動になるのも困る。また異動先についても不安がある。女性/50歳代/定型

【183】②他の嘱託職員について採用条件が何だったか不明。私は管理栄養士で10数年働いているが、賃金が働いている年数に比例していない。女性/60歳代/非定型

【184】③小川さんが、頑張ってくれているので、心強いです。女性/50歳代/非定型

【186】②給料が上がらない。ボーナス、手当などが全くない。女性/30歳代/定型

【188】②職場に正職員を増員してもらいたい。学校給食という性質上、安全で美味しい給食を子供達に提供する為には、経験豊富な危機管理能力の高い正職員が必要不可欠。経験の浅い臨時職員で運営していく事に危険と不安を感じて不満。③自分は臨時的任用職員という立場上、組織の中で個人の意見が反映されるとは到底思えないので、期待を持たずに、日々の仕事に対し、責任を持って遂行するのみ。女性/40歳代/臨時

【189】②私達、配膳員の場合まとまった有給休暇をとる事が難しい。3日間以上休むと、代替さん（替えの配膳さん）を頼まなければならないので、なかなか頼みづらいです。働く時間が2時間30分ぐらいしかないのです、もう少し長く働きたいです。③労働組合が存在するという事は、全く知りませんでした。でも、存在するという事だけでも大変、心強く感じました。女性/50歳代/非定型

【197】①年金受給までは、働きたい。年を取ると就職が、あまりない。②同じ校務員でも学校の大きさで作業量の大小があるのに賃金は一緒である。男性/50歳代/非定型

【204】①すぐに就職が決まるかどうかが一番不安なところです。経済的にも厳しいので、空白期間なく働きたい。②臨時職員は最長10ヶ月しか働けないので、もう少し長く働けるような環境を望みます。また賃金も安いのでなるべく安定した条件で仕事できるような金額を希望します。女性/30歳代/臨時

【205】①高齢のため再就職が難しい。男性/60歳代/非定型

【206】①子供がいると正社員になるのが難しい。働きたい所があっても、年齢制限で面接すら受けられない。②職員には病欠や育児休暇があるのに臨職は有給のみである。有給を使い切ったら収入が減り、生活に支障が出る。女性/30歳代/臨時

【208】①年齢が高いので再就職は困難。②年齢的に、正職員の仕事につけない。もっと良い条件の仕事を見つけたくても、年齢が高いので採用してもらえない。女性/50歳代/非定型

【213】②勤務先を変えられたら通勤が困難になる可能性がある。女性/40歳代/非定型

【215】②口をきかない。急に大声でどなる。備品がこわれやすい。掃除をしない等不適切と思われる囁託職員をなかなかやめさせられないし、上司の指導が行き届かないと思う。現場でこわい思いをしている職員がいても、多少他人事と思っているのかと思われる。女性/60歳代/非定型

【218】②有期雇用制度以前に雇用された同僚は、組合に守られているが、有期雇用の人が組合に加入しても、ほとんどメリットが無い現状を痛感。有給を取るにも上司に嫌みを言われる事がある。常に、仕事中チェックされているので、休憩も取りにくく、拘束時間が長い。公務員資格を持たない者に職員と同じ仕事を強いるのはどうでしょうか？非定形から定形になったのだからと、当初と全く違う内容の仕事に従事せざるを得ない現実。できない者は辞めろと言わんばかりの言動。パワハラでは？女性/60歳代/定型

【219】②仕事が無く、手持ち無沙汰な時間がある事。女性/20歳代/臨時

【222】③組合費分ぐらいは給料があがれば再加入をかんがえてもよい。労働環境が改善していかないのであれば誰のための組合なのか存在意義がわからない。女性/30歳代/定型

【223】①子供の将来のために収入を得なくてはならないので。女性/30歳代/定型

【225】②拘束時間、業務内容から賃金にはやや不満はある。通勤手当がない(賃金に含まれているとのことだと思います)。男性/60歳代/定型

【226】②給料の他最低でも燃料手当がほしい。特に北海道は寒い。男性/60歳代/非定型

【229】①年金受給と雇用により、安定した収入が得られるか生活に不安がある。②仕事が一方的で具体的な指示や方針が示されない場合が多く、正職員の中にはパワハラ等言動をする者もいる。③正職員の中には、囁託職員を見下す・意見を無視する等もあり、職場環境の改善や仕事の改善等にも当局に積極的対応をお願いしたい。男性/60歳代/定型

【233】②正職員に業務内容を把握する努力をして欲

しい。それも担当分担に反映してほしい。資格を活かし、専門分野の向上につながる業務を多くしたかった。③組合に加入し、組合費を納入している組合員をまず一番に考えてほしい。組合員の正直な気持ちを個別に聞く機会を設けてほしい。女性/60歳代/定型

【234】②正職員の能力不足。女性/40歳代/非定型

【239】①40代になると再就職が難しいです。ハローワークの求人を見ても、キャリア形成の為、35歳まで等の年齢制限がある。②交通費、住宅手当等一切無いのが残念です。ミニ賞与でも当たると大変助かる。③ストミたいな事をして、くだらないと思います。集まって(時間外)電気代、税金から払われているんでしょ?? 集まってピーチクパーチクして、今までで(何年間で)何がどれだけ改善されたのでしょうか? 組合に加入しないと、福利厚生は使えないのか? 女性/40歳代/定型

【240】②賃金に不満はないが、交通費が賃金の1割を占めているのに通勤手当が支給されないのは納得いかない。③加入の呼びかけチラシを呼んだ。書かれていることは全くそのとおりだと思うが、その内容が以前からと同じ内容であるとなれば改善にあまり期待できません。今後の勧誘チラシに最近の要望内容とどの様に改善できたかを記載して下さい。男性/50歳代/定型

【242】①健康な限り、今の職場で働き続けたい。②年齢的にも正職員になることは厳しい。せめて健康ならば、働き続けたい。女性/40歳代/非定型

【243】②危険物取扱者の手当がまったくつかない。正職員には手当が出ていますが。男性/50歳代/臨時

【244】①年齢等の理由により、現在の仕事のような職種の採用が少ない。男性/30歳代/臨時

【245】①この職へ移る前の市のスクールカウンセラーにまた戻れるのか……? 女性/50歳代/定型

【248】②1日7.75時間、働いて日給が6,460円ですので時給にすると1時間800円にしかなりません。通勤手当もボーナスも無いのはつらいです。せめて通勤手当は出してほしいです。それにしても日給が低すぎると思います。正職員との差がありすぎます。女性/50歳代/臨時

【251】①臨時職員=なまけた結果の就職先と受けとられ安い気がします。女性/20歳代/臨時

【253】①年齢的に、次の職場がみつけれられないかもしれないので、とても不安。女性/40歳代/定型

【256】②役所の囁託は民間のパート等に対して非常に待遇が良い(民間正職員を経験済)。自身の働き

内容待遇についての不満はありません。女性/40歳代/定型

【257】③雇止めについては、個人ではどうにも出来ない問題なので、更新についての協力など、組織の力で可能な事については今後も支援をお願いしたい。女性/40歳代/定型

【258】②保育制度が変わる度に雇用不安になります。日常的にはちゃんと働かない正職に不満です。給料分しっかり働けと思います。③未加入者に労働組合の存在を知らせ加入してもらいたいです。大勢で生活の大変さを当局に訴え、改善していきたいです。女性/50歳代/定型

【259】②連続3日以上のお休みでないと代替が立てられない。学校の先生方や校務員さん達も毎日忙しく仕事をお願いすることも難しいので、体調が悪くても無理をしてしまうことがある。子供もまだ小さく、具合の悪いときに一人で留守番をさせられず、預かってもらえる人も近くにいないのでとても困っている。女性/40歳代/不明

【261】②通勤手当(交通費)がないのが不満。③賃金アップを実現してほしい(1%でも)。職員給与が上がっているの。男性/60歳代/定型

【264】①年齢的なもの。元気だけど、働き口はないと思うので。②正職員と同等の仕事をして賃金が安い。③今はもう昔ほど、力を持っていないと思う。若い人たちは、関心もない様だ。臨職には、関係のない話のようになっていく。加入の誘いもない。労組の職員が(臨職の)代理様な感じ。女性/50歳代/臨時

【268】②職場には、気の合う人や相談できる人がいないので、どんなことがあっても一人で悩むことが多く、ストレスは凄く感じる。③契約が切られてしまうことが何より不安なので、ずっと働いていける環境になってほしい。女性/40歳代/非定型

【269】①次の仕事が見つかるかが心配。年齢が上がるにつれ、就職が難しくなる。②更新年数に上限があるため、契約が満了した際に、次の仕事先が見つかるかが不安。女性/30歳代/臨時

【271】①年齢的に再就職が厳しいと思いますし、職種も得手、不得手があるので、より選択肢が狭くなってしまいます。②学級数によって収入が大きく変わる割に仕事量はほとんど変わらないし、勤務時間も変わらない。女性/40歳代/定型

【272】②職場に正職員がいない。女性/40歳代/非定型

【276】①更新されなかった場合、生活を維持できるような新しい仕事が見つかるかどうか。女性/30歳代/定型

【278】①高齢の父の年金は小額で、私の収入で生活

しています。アルバイトもしないと生活出来ない状況で苦しい日が続いています。雇用がなくなれば、年齢的に再就職も難しく非常に困ります。③小さなことでも相談のしてくれる組合の存在には感謝しています。これからも自分が出来ることを協力しながら、組合が継続していくよう見守っていきたくと思います。女性/50歳代/定型

【279】②賞与や手当も正職員に準じてほしい。女性/50歳代/定型

【280】②休みがとりづらい。3日以上のお休みじゃないと代わりの人も手配されない。1日の有休を使いたくても周囲に迷惑をかけるので、何がなんでも仕事に出てます。子供や自分の体調に何かあったら……と不安です。女性/40歳代/非定型

【281】①更新がいつまでされるか不安です。女性/30歳代/定型

【282】①他の働き先がすぐ見つかるかどうか。②仕事の内容、責任の軽さなどからみて、正職員との賃金の差は、妥当だとは思っているが、時に、不満を感じることもある。これは仕方ない。今後働き先がすぐ見つかるかどうか不安でもある。女性/50歳代/臨時

【285】②子供が病気でも休みがほしいとなかなか言えずに子供に我慢をさせて仕事に行くことがある。休んで良いと言われるが、後日、長く「あの日は大変だった」と言われている人を見ると、休みをとる事をあきらめてしまう自分がある(自分も同じように言われると思うとストレスを感じます)。正職員ではないので、私たちは2のつぎの立場にいる感じです。③この3年間で、何にも自分には労働面で良く改善されたと感じた事はなかったの、期待しているという気持ちにはなれません。あきらめているといった気持ちの方が強いです。女性/40歳代/定型

【286】①更新回数の上限があるので満了になった後が不安。女性/40歳代/定型

【289】①常に、いつも首を切られる状況にあると覚悟してはいても、安心して働けない。上司の評価など気になって、自分の意見をはっきり言いくいときもあります。②通常6ヶ月、延長して10ヶ月という雇用期間では、クビになっても失業手当が頂けない。せめて12ヶ月、欲を言えば4月～3月の雇用であれば、次の仕事も探しやすい。嘱託よりも(臨時のほうが)勤務時間が長く、体力的にハードな仕事なのに、賃金が安い。責任がないというメリットはあるが、経験も次につながる感じがしないし、賃金は上がらないし、雇用期間が短い……という条件では、どうしてもモチベーションが低くなってしまいます。勤務態度次第で、嘱託になれるという希

望があったらいいと思う。女性/30歳代/臨時

【292】③市民感情からすれば賃金は高いと感じる人が多いと思う。けれど雇用の不安や立場の弱さに対して私たちを守ってほしいと思う。女性/50歳代/定型

【293】②正職員の指示が5分後には変更でした!!と言う事が毎日です。人によっては違う手順でやるように言われたり、否定されたりしました。③上下関係をもっと明確にして欲しい。(誰に相談すれば解決するのかわからないので)。女性/50歳代/臨時

【297】②同一労働同一賃金。上にへつらう人が多すぎ。主役は子供等。③正職員は守られすぎ。民間に出向してみてもいいかが? 男性/60歳代/非定型

【298】①収入がなくなる。②年々、仕事内容が厳しくなり(これは正職員も一緒)、サービス残業が非常に増えてきている。女性/50歳代/定型

【300】②労働時間が短い為、賃金が安い。昇給もボーナスもない。私は年配だけど若い者もある。希望と仕事に対する意欲が薄れる。職員が我々に対して態度が大きく強い。お上目線でもある。上司は、私達の仕事に対する考え方にいくぶんのずれ、相談にならない時も。責任感はない。③嘱託職員の労組が有るのは知らなかった。外部から入った者でなく職員だった者が再雇用された時の組合では? 私達には労組の話は一切ない。男性/60歳代/非定型

【302】②今の年齢で他に働く場所が希望するような職種であるのか、確実に働けるのか不安です。まだ独身なので、身軽に動けるとは思うのですが、これからの事、老後を考えると……。女性/40歳代/定型

【304】②私の仕事は私一人が扱っているものが多く、子供や私の体調が悪くても休みを取ることは難しいです。“給食提供期間には休みを取らない”のが暗黙のルールで、学校行事などは午前の場合は中ぬけして戻ってきて仕事をします。もし病気で休んでもいいように必ず次の日の仕事まで準備してから退社しますが、私の代わりに仕事してくれる正職員は文句を言い、周りの人にあたりながら、私の仕事をするそうで、出勤するとすごく不機嫌です。タバコを吸いに行くとなかなか戻ってこないし、私に伝えるべき事を伝えません。ここ何年かものすごいストレスです。この職員が次の雇用のカギをにぎっているので、この先不安です。私やその他の嘱託職員もこの職場でクビになる可能性があります。③何年かぶりに賃金が上がるようで、嬉しいです。女性/40歳代/非定型

【305】②個人(子供)の書類等は正職員だが、動き回るのは臨時職員。都合よく“職員のみなさんで……”の所長の一言で、非正規でも“職員”となり、

人手のいる仕事に、回される(時間外でも)。上に反対意見を言うと“変わりはいくらでもいる!”との態度が、見え見えである。それでも、今の厳しい社会状況の中[で生きる]子供達の少しでも力になりたいと仕事をしています。③市役所自体、非正規は、いくらでもいるし……との考えの中、組合が私達まで、かかえられるのか……と、疑問である。組合も、そこまで戦える力はないと思うし、非正規に期待(戦力として)は、していないのが、あきらかに感じられる。研究室の皆様、報道等で、拝見するたび、ありがたく感じます。底辺に光を、ありがとうございます。女性/50歳代/臨時

【306】②暖房手当てや交通費、賞与などあれば助かる。女性/50歳代/非定型

【308】②上司が数年で変わるので、私達の仕事の内容を、把握していない人もいます。女性/50歳代/非定型

【311】②嘱託だから……手当が出ない。嘱託だから……と言われるのに、仕事の面では正職員と同じと言われる。時間内では出来ない仕事も多くなりサービス残業も増える。保護者に対して対応も多くなり、パートさん……職員育てまで要求される。女性/50歳代/定型

【313】①正直、更新回数の上限については、あきらめている部分もあるのですが、特殊な仕事を長年しているので、その後の就職については非常に不安。②ひとりで仕事をしているので、休みがとりにくい。全体的に人間関係が悪いので、色々なグチを聞かされて疲れてきた。③小川さんがいなくなったら正直不安です。女性/30歳代/定型

【314】①今の仕事をしながら就職活動をして、間をあけないで次の仕事につけるか心配。有給も少ないので有給だけで就職活動をするのも大変だと思う。②事務として入ったのに実際にはお茶の準備や片付け、ゴミ処理の仕事が多く事務として決った仕事がない。暇な時間が多いので休むと休憩をしていると職員さんの目が厳しい。その割には職員さんの中に30分以上お茶を飲みながら休んでいる人がいる。全員がそうではないが臨時職員は片身が狭いと感じる。女性/30歳代/臨時

【318】①子供の年齢が小さい為、体調等のお休みの理解。②時期的に(年間通して半年位)忙しい時もある為、残業した時に残業手当を出してほしい(※今は、時間で振替をしています)。女性/30歳代/定型

【319】②女性ばかりの職場で、最近育児休暇制度が導入されました。先輩達の育児中はこの制度がなかった為、育児休暇を取りにくい雰囲気があり、育児中も「もうこのままやめればいい」と言われたり、

復帰後も、わざと引き継ぎがなかったりと嫌がらせをされました。仕事と育児を両立しようと一生懸命仕事に取り組んでいるのに、誰にも相談できず、このまま仕事を辞めるしかないと悩んでいます。女性／30歳代／定型

【320】②月の手取りが15万、一時金無しは不満で

ある。③安定した生活を得るには、手取り20万以上が必要。食べて飲んで寝て、生きていけるだろう。でも人としての生活としては、あまりにもみじめである。自分の時間を有効に活用出来る収入が必要。現状は生活費と病院代で精いっぱいである（病院も控え目にしている）。男性／60歳代／定型

資料Ⅱ-1 調査結果一覧表(全体、性別、任用根拠別、女性・年齢別、労働組合加入別)

	全体		性別		任用根拠別				女性・年齢別				労働組合加入別		単位：人、%
	男性	女性	臨時職員	嘱託職員(非定型約)	40歳未満(20、30歳代)	40歳代	50歳代	60歳以上	加入群	未加入群					
性別	318 100.0	318 100.0	103 100.0	139 100.0	72 100.0	72 100.0	71 100.0	244 100.0	71 100.0	244 100.0					
男性	58 18.2		16 15.5	28 20.1	14 19.4		9 12.7	49 20.1	62 87.3	195 79.9					
女性	260 81.8		87 84.5	111 79.9	58 80.6		1 1.4		71 100.0	244 100.0					
年齢	318 100.0	260 100.0	103 100.0	139 100.0	72 100.0	72 100.0	71 100.0	244 100.0	71 100.0	244 100.0					
20歳代	11 3.5	6 2.3	9 8.7	2 1.4	2 2.8	2 2.8	1 1.4	10 4.1	1 1.4	10 4.1					
30歳代	55 17.3	52 20.0	27 26.2	20 14.4	7 9.7	7 9.7	9 12.7	46 18.9	9 12.7	46 18.9					
40歳代	101 31.8	99 38.1	32 31.1	41 29.5	26 36.1	26 36.1	21 29.6	79 32.4	21 29.6	79 32.4					
50歳代	96 30.2	15 25.9	81 31.2	26 25.2	18 25.0	18 25.0	29 40.8	65 26.6	29 40.8	65 26.6					
60歳以上	55 17.3	33 56.9	22 8.5	9 8.7	21 29.2	21 29.2	11 15.5	44 18.0	11 15.5	44 18.0					
世帯構造	318 100.0	260 100.0	103 100.0	139 100.0	72 100.0	72 100.0	71 100.0	244 100.0	71 100.0	244 100.0					
単身世帯	36 11.3	6 10.3	7 6.8	19 13.7	10 13.9	10 13.9	8 11.3	20 8.2	15 21.1	20 8.2					
配偶者との二人暮らし	78 24.5	22 37.9	30 29.1	28 20.1	20 27.8	20 27.8	12 12.1	26 32.1	11 15.5	11 15.5					
配偶者と子ども	107 33.6	17 29.3	33 32.0	43 30.9	28 38.9	28 38.9	50 50.5	20 24.7	20 28.2	21 8.6					
親のみ	8 2.5	2 3.4	11 10.7	17 12.2	3 4.2	3 4.2	10 10.1	7 8.6	11 15.5	7 8.6					
親と兄弟姉妹	6 1.9	6 2.3	4 3.9	3 2.2	2 2.8	2 2.8	1 1.0	1 1.2	1 1.4	1 1.4					
親、配偶者、子ども	11 3.5	8 3.1	1 1.0	9 6.5	1 1.4	1 1.4	1 1.0	5 6.2	3 4.2	3 4.2					
子どものみ	24 7.5	24 9.2	9 8.7	11 7.9	4 5.6	4 5.6	10 10.1	5 6.2	6 8.5	6 8.5					
親、子ども	7 2.2	7 2.7	2 1.9	4 2.9	1 1.4	1 1.4	4 4.0	2 2.5	2 2.8	2 2.8					
その他	9 2.8	3 5.2	1 1.0	5 3.6	3 4.2	3 4.2	1 1.0	2 2.5	2 2.8	2 2.8					
世帯内の就労者	282 100.0	230 100.0	96 100.0	120 100.0	62 100.0	62 100.0	69 100.0	17 100.0	56 100.0	224 100.0					
なし	61 21.6	17 32.7	19 19.8	34 28.3	8 12.9	8 12.9	16 17.6	15 21.7	19 33.9	41 18.3					
あり	221 78.4	35 67.3	77 80.2	86 71.7	54 87.1	54 87.1	75 82.4	54 78.3	37 66.1	183 81.7					
通園・通学中の子どもの有無	318 100.0	58 100.0	103 100.0	139 100.0	72 100.0	72 100.0	99 100.0	51 100.0	71 100.0	244 100.0					
いない	208 65.4	55 94.8	64 62.1	95 68.3	48 66.7	48 66.7	31 53.4	42 42.4	51 71.6	154 63.1					
いる	110 34.6	3 5.2	39 37.9	44 31.7	24 33.3	24 33.3	27 46.6	23 28.4	20 28.2	90 36.9					
同一人数	109 100.0	3 100.0	39 100.0	44 100.0	23 100.0	23 100.0	56 100.0	23 100.0	20 100.0	89 100.0					
1人	44 40.4	1 33.3	16 41.0	17 38.6	10 43.5	10 43.5	8 29.6	15 65.2	10 50.0	34 38.2					
2人	48 44.0	2 66.7	46 43.4	19 48.7	18 40.9	10 43.5	14 51.9	25 44.6	5 25.0	43 48.3					
3人	17 15.6	17 16.0	4 10.3	9 20.5	3 13.0	3 13.0	5 18.5	11 19.6	5 25.0	12 13.5					

	全体		性別		任用種別		女性・年齢別					労働加入別														
			男性	女性	臨時職員	嘱託職員(定型的)	嘱託職員(非定型的)	40歳未満(20・30歳代)	40歳代	50歳代	60歳以上	加入群	未加入群													
最終学歴	312	100.0	55	100.0	257	100.0	138	100.0	70	100.0	4	5.7	1	1.8	97	100.0	81	100.0	22	100.0	71	100.0	239	100.0		
中卒	13	4.2	8	14.5	5	1.9	4	4.0	5	3.6	4	5.7	1	1.8	1	1.0	1	1.0	2	2.5	1	4.5	2	2.8	11	4.6
高卒	129	41.3	27	49.1	102	39.7	36	36.0	54	39.1	37	52.9	16	28.1	48	49.5	27	33.3	11	50.0	30	42.3	30	42.3	98	41.0
各種専門学校教育	35	11.2	4	7.3	31	12.1	15	15.0	13	9.4	6	8.6	10	17.5	11	11.3	7	8.6	3	13.6	5	7.0	5	7.0	29	12.1
高専・短大卒	90	28.8	1	1.8	89	34.6	42	30.4	18	25.7	16	28.1	16	28.1	30	30.9	38	46.9	5	22.7	26	36.6	64	26.8	64	26.8
大卒	42	13.5	15	27.3	27	10.5	25	25.0	22	15.9	5	7.1	7	12.1	7	7.2	6	7.4	2	9.1	8	11.3	34	14.2	34	14.2
大学院卒	3	1.0	3	5.5	3	1.2	1	1.0	2	1.4	1	1.4	2	3.5	2	3.5	1	1.2	1	1.2	1	1.2	3	1.3	3	1.3
雇用(任用)形態	318	100.0	58	100.0	260	100.0							58	100.0	99	100.0	81	100.0	22	100.0	71	100.0	244	100.0		
臨時職員	103	32.4	16	27.6	87	33.5							28	48.3	32	32.3	24	29.6	3	13.6	9	12.6	102	41.8		
嘱託職員(定型的)	139	43.7	28	48.3	111	42.7							22	37.9	39	39.4	41	50.6	9	40.9	63	88.7	74	30.3		
嘱託職員(非定型的)	72	22.6	14	24.1	58	22.3							7	12.1	26	26.3	15	18.5	10	45.5	8	11.3	64	26.2		
わからない	4	1.3	4	7.3	4	1.5							1	1.7	2	2.0	1	1.2					4	1.6		
資格の必要性	316	100.0	57	100.0	259	100.0	103	100.0	138	100.0	71	100.0	58	100.0	99	100.0	80	100.0	22	100.0	70	100.0	243	100.0		
必要	74	23.4	15	26.3	59	22.8	18	17.5	41	29.7	15	21.1	11	19.0	17	17.2	25	31.3	6	27.3	22	31.4	51	21.0		
とくに必要とはされていない	242	76.6	42	73.7	200	77.2	85	82.5	97	70.3	56	78.9	47	81.0	82	82.8	55	68.8	16	72.7	48	68.6	192	79.0		
1回の雇用契約期間	317	100.0	58	100.0	259	100.0	103	100.0	138	100.0	72	100.0	58	100.0	99	100.0	80	100.0	22	100.0	70	100.0	244	100.0		
6ヶ月未満	11	3.5	2	3.4	9	3.5	11	10.7					5	8.6	4	4.0	4	4.0					10	4.1		
6ヶ月間	42	13.2	6	10.3	36	13.9	40	38.8	1	0.7	1	0.7	11	19.0	10	10.1	14	17.5	1	4.5	1	4.5	42	17.2		
1年間	216	68.1	46	79.3	170	65.6	15	14.6	129	93.5	70	97.2	26	44.8	71	71.7	54	67.5	19	86.4	66	94.3	149	61.1		
学期ごと	20	6.3	1	1.7	19	7.3	19	18.4	1	0.7	1	0.7	6	10.3	8	8.1	4	5.0	1	4.5	1	4.5	20	8.2		
その他	28	8.8	3	5.2	25	9.7	18	17.5	7	5.1	2	2.8	10	17.2	6	6.1	8	10.0	1	4.5	4	5.7	23	9.4		
任用と任用の間隔	305	100.0	56	100.0	249	100.0	99	100.0	132	100.0	70	100.0	55	100.0	97	100.0	75	100.0	22	100.0	66	100.0	236	100.0		
なし	254	83.3	44	78.6	210	84.3	52	52.5	130	98.5	68	97.1	40	72.7	83	85.6	66	88.0	21	95.5	65	98.5	187	79.2		
1ヶ月程度	30	9.8	9	16.1	21	8.4	27	27.3	1	0.8	2	2.9	1	1.8	2	2.1	7	9.3	1	4.5	3	4.4	30	12.7		
1ヶ月超6ヶ月未満	4	1.3	1	1.8	3	1.2	4	4.0					8	14.5	5	5.2	2	2.7			1	1.5	16	6.8		
6ヶ月	17	5.6	2	3.6	15	6.0	16	16.2	1	0.8																
更新回数上限の有無	313	100.0	56	100.0	257	100.0	102	100.0	135	100.0	72	100.0	58	100.0	99	100.0	79	100.0	21	100.0	68	100.0	242	100.0		
とくにない	52	16.6	6	10.7	46	17.9	42	41.2	9	6.7	1	1.4	12	20.7	18	18.2	16	20.3	3	4.4	3	4.4	49	20.2		
ある	208	66.5	46	80.4	163	63.4	20	19.6	117	86.7	68	94.4	29	50.0	65	65.7	52	65.8	17	81.0	61	88.7	146	60.3		
わからない	53	16.9	5	8.9	48	18.7	40	38.2	9	6.7	3	4.2	17	29.3	16	16.2	11	13.9	4	19.0	4	5.9	47	19.4		
現在の仕事での通算	318	100.0	58	100.0	260	100.0	103	100.0	139	100.0	72	100.0	58	100.0	99	100.0	81	100.0	22	100.0	71	100.0	244	100.0		
半年未満	24	7.5	5	8.6	19	7.3	17	16.5	6	4.3	1	1.4	10	17.2	6	6.1	3	3.7					23	9.4		
1年～1年未満	39	12.3	32	55.2	7	2.7	20	19.4	10	7.2	8	11.1	10	17.2	16	16.2	5	6.2	1	4.5	4	5.6	35	14.3		
1年～2年未満	33	10.4	8	13.8	25	9.6	11	10.7	13	9.4	9	12.5	9	15.5	11	11.1	3	3.7	2	9.1	7	9.9	26	10.7		
2年～3年未満	27	8.5	11	19.0	16	6.2	8	7.8	14	10.1	4	5.6	4	6.9	2	2.0	7	8.6	2	9.1	5	7.0	21	8.6		
3年～5年未満	45	14.2	18	31.0	27	10.4	11	10.7	18	12.9	14	19.4	7	12.1	15	15.2	3	3.7	2	9.1	9	12.7	36	14.8		
5年～8年未満	47	14.8	4	6.9	43	16.5	11	10.7	25	18.0	11	15.3	9	15.5	17	17.2	15	18.5	2	9.1	6	8.5	41	16.8		
8年～10年未満	29	9.1	29	51.2	14	5.4	13	12.6	4	2.9	11	15.3	3	5.2	9	9.1	15	18.5	2	9.1	3	4.2	26	10.7		
10年以上	74	23.3	5	8.6	69	26.5	11	10.7	49	35.3	14	19.4	6	10.3	22	22.2	30	37.0	11	50.0	37	52.1	36	14.8		

単位：人、%

	全体		性別		雇用種別				女性・年齢別				労働加入別	
	男性	女性	臨時職員	嘱託職員(定 型内)	嘱託職員(非 定型内)	40歳未満 (20、30歳 代)	40歳代	50歳代	60歳以上	加入群	未加入群			
												人数	%	
主たる家計支持者	317 100.0	259 100.0	103 100.0	138 100.0	72 100.0	58 100.0	99 100.0	80 100.0	22 100.0	70 100.0	244 134.1			
あなた自身の収入	141 44.5	90 34.7	31 30.1	82 59.4	28 38.9	23 39.7	30 30.3	31 38.8	6 27.3	45 70.3	94 51.6			
配偶者の収入	149 47.0	149 57.5	60 58.3	47 34.1	39 54.2	28 48.3	63 63.6	44 55.0	14 63.6	19 29.7	129 70.9			
子どもの収入	1 0.3	1 0.4	1 1.0	1 0.7	1 1.4	1 1.7	3 3.0	1 1.3	2 9.1	2 3.1	10 5.5			
親の収入	12 3.8	3 5.2	7 6.8	8 5.8	3 4.2	5 8.6	3 3.0	4 5.0	2 9.1	4 6.3	10 5.5			
その他・複数選択(「その他」は1人)	14 4.4	4 6.9	5 4.9	1 0.7	1 1.4	1 1.7	3 3.0	4 5.0	2 9.1	2 3.1	10 5.5			
正職場との間の理 由が不明	314 100.0	256 100.0	102 100.0	138 100.0	70 100.0	58 100.0	98 100.0	80 100.0	20 100.0	70 100.0	241 100.0			
とくに不満はない	96 30.6	17 29.3	41 40.2	28 20.3	26 37.1	24 41.4	34 34.7	15 18.8	6 30.0	4 5.7	91 37.8			
多少の不満がある	112 35.7	20 34.5	29 28.4	60 43.5	23 32.9	19 32.8	34 34.7	32 40.0	7 35.0	32 45.7	79 32.8			
不満がある	68 21.7	12 20.7	56 21.9	33 23.9	13 18.6	8 13.8	21 21.4	21 26.3	6 30.0	23 32.9	44 18.3			
非常に不満がある	38 12.1	9 15.5	12 11.8	17 12.3	8 11.4	7 12.1	9 9.2	12 15.0	1 5.0	11 15.7	27 11.2			
暮らしの状況	317 100.0	259 100.0	103 100.0	138 100.0	72 100.0	58 100.0	98 100.0	80 100.0	22 100.0	71 100.0	243 100.0			
大変苦しい	68 21.5	16 27.6	52 20.1	31 22.5	11 15.3	10 17.2	22 22.4	18 22.2	2 9.1	19 26.8	49 20.2			
やや苦しい	138 43.5	25 43.1	41 39.8	66 47.8	29 40.3	24 41.4	39 39.8	43 53.1	7 31.8	37 52.1	99 40.7			
普通	103 32.5	16 27.6	35 34.0	38 27.5	30 41.7	22 37.9	36 36.7	17 21.0	12 54.5	15 21.1	88 36.2			
ややゆとりがある	8 2.5	1 1.7	7 2.7	3 2.2	2 2.8	2 3.4	1 1.0	3 3.7	1 4.5	7 2.9	7 2.9			
大変ゆとりがある														
仕事上の不安や不満 (複数回答可)	315 100.0	260 100.0	102 100.0	137 100.0	72 100.0	58 100.0	99 100.0	81 100.0	22 100.0	71 100.0	241 100.0			
ア. 不安や不満はとくにない	70 22.2	16 29.1	28 27.5	21 15.3	21 29.2	14 24.1	18 18.2	12 14.8	10 45.5	9 12.7	60 24.9			
イ. 解雇や雇い止め	114 36.2	98 37.7	28 27.5	69 50.4	15 20.8	20 34.5	43 43.4	33 40.7	2 9.1	40 56.3	73 30.3			
ウ. 正職場になるのが困難	47 14.9	11 20.0	14 13.7	28 20.4	4 5.6	10 17.2	19 19.2	7 8.6	2 9.1	17 23.9	30 12.4			
エ. 賃金・一時金が安い	106 33.7	27 49.1	37 36.3	49 35.8	17 23.6	21 36.2	28 28.3	25 30.9	5 22.7	31 43.7	74 30.7			
オ. 正職場との処遇の差が大きい	105 33.3	26 47.3	30 29.4	60 43.8	13 18.1	14 24.1	30 30.3	33 40.7	2 9.1	42 59.2	62 25.7			
カ. 拘束時間・労働時間が長い	13 4.1	2 3.6	8 7.8	3 2.2	1 1.4	4 6.9	3 3.0	2 2.5	2 9.1	1 1.4	12 5.0			
キ. 働いたのに賃金が支払われない時間 (不払い・サード・ビジネス残業。自宅での作業を 含む)がある	25 7.9	7 12.7	8 7.8	5 3.6	11 15.3	3 5.2	8 8.1	7 8.6	2 9.1	2 2.8	23 9.5			
ク. 働いたのに賃金が支払われない時間 (不払い・サード・ビジネス残業。自宅での作業を 含む)がある	24 7.6	2 3.6	3 2.9	18 13.1	2 2.8	3 5.2	7 7.1	12 14.8	2 9.1	9 12.7	14 5.8			
ケ. 有給休暇が取りにくい	38 12.1	1 1.8	7 6.9	17 12.4	12 16.7	8 13.8	11 11.1	13 16.0	5 22.7	7 9.9	31 12.9			
コ. 仕事がつらい	21 6.7	1 1.8	10 9.8	7 5.1	2 2.8	4 6.9	8 8.1	6 7.4	2 9.1	4 5.6	17 7.1			
サ. 勤め先の社会保険に加入できない	19 6.0	3 5.5	1 1.0	2 1.5	11 15.3	7 11.9	7 7.1	3 3.7	1 4.5	1 1.4	13 5.4			
シ. 仕事にやりがいがない	15 4.8	6 10.9	8 7.8	8 5.8	3 4.2	4 6.9	6 6.1	4 4.9	1 4.5	4 5.6	15 6.2			
ス. 自分の能力が仕事に生かせない	29 9.2	4 7.3	6 5.9	5 3.6	1 1.4	3 5.2	3 3.0	3 3.7	1 4.5	2 2.8	13 5.4			
セ. 寮生活の機会が乏しい	29 9.2	4 7.3	6 5.9	14 10.2	6 8.3	3 5.2	11 11.1	8 9.9	3 13.6	7 9.9	22 9.1			
ソ. 能力向上が賃金増に結びつかない	53 16.8	11 20.0	18 17.6	28 20.4	7 9.7	10 17.2	19 19.2	11 13.6	2 9.1	18 25.4	35 14.5			
タ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い	37 11.7	6 10.9	8 7.8	17 12.4	12 16.7	2 3.4	13 13.1	13 16.0	3 13.6	12 16.9	20 8.0			
チ. 職場の人間関係がよくない	32 10.2	5 9.1	6 5.9	17 12.4	8 11.1	5 8.6	6 6.1	13 16.0	3 13.6	12 16.9	20 8.0			
ツ. セクハラやいじめがある	11 3.5	3 5.5	8 7.8	10 7.3	3 4.2	3 5.2	4 4.9	4 4.9	1 4.5	5 7.0	6 2.5			
テ. その他	19 6.0	19 7.3	6 5.9	10 7.3	3 4.2	5 8.6	7 7.1	4 4.9	3 13.6	6 8.5	13 5.4			

単位:人、%

	全体		性別		任用形態別				女性・年齢別					労働加入別		
	248 100.0	男性	女性	臨時職員	嘱託職員(定型的)	嘱託職員(非定型的)	40歳未満(20、30歳代)	40歳代	50歳代	60歳以上	加入群	未加入群	女性・年齢別		労働加入別	
													84 100.0	108 100.0	52 100.0	21 100.0
仕事上の不安や不満の主な相談先(1つのみ)	65 26.2	11 27.5	54 26.0	26 31.0	28 25.9	11 21.2	21 21.2	18 22.2	14 21.2	1 9.1	9 16.1	56 29.3	2 2.0	15 14.9	60 59.4	24 23.8
相談する必要性ほどくに感じている	36 14.5	12 30.0	24 11.5	12 14.3	15 13.9	7 13.5	5 10.0	11 13.6	6 9.1	2 18.2	7 12.5	29 15.2	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
労働組合に相談している	11 4.4	3 7.5	8 3.8	9 10.9	9 8.3	2 3.8	3 3.0	3 3.7	4 6.1	1 9.1	11 19.6	4 2.1	15 14.9	60 59.4	24 23.8	
職場の同僚に相談	55 22.2	6 15.0	49 23.6	13 15.5	26 24.1	16 30.8	5 10.0	23 28.4	19 28.8	2 18.2	12 21.4	42 22.0	2 1.5	15 14.9	60 59.4	24 23.8
上司に相談	5 2.0	1 2.5	4 1.9	2 2.4	2 1.9	1 1.9	2 2.0	2 2.5	1 1.5	1 9.1	2 3.6	10 5.2	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
職場以外の友人・知人に相談	12 4.8	1 2.5	11 5.3	5 6.0	3 2.8	4 7.7	3 3.0	6 7.4	2 3.0	1 9.1	3 5.4	26 13.6	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
家族に相談	29 11.7	3 7.5	26 12.5	14 16.7	9 8.3	5 9.6	8 16.0	11 13.6	6 9.1	1 9.1	3 5.4	26 13.6	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
その他	13 5.2	1 2.5	12 5.8	5 6.0	6 5.6	2 3.8	1 2.0	2 2.5	7 10.6	2 18.2	4 7.1	9 4.7	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
複数回答	22 8.9	2 5.0	20 9.6	7 8.3	10 9.3	4 7.7	6 12.0	5 6.2	7 10.6	2 18.2	8 14.3	14 7.3	1 0.8	15 14.9	60 59.4	24 23.8
労働組合(嘱託的)の加入状況	315 100.0	58 100.0	257 100.0	102 100.0	137 100.0	72 100.0	58 100.0	98 100.0	79 100.0	22 100.0						
加入している	71 22.5	9 15.5	62 24.1	10 12.5	63 46.0	8 11.1	10 17.2	21 21.4	26 32.9	5 22.7						
加入していない	244 77.5	49 84.5	195 75.9	102 100.0	74 54.0	64 88.9	48 82.8	77 78.6	53 67.1	17 77.3						
労働の存在を知っているか(未加入群)	242 100.0	49 100.0	193 100.0	100 100.0	74 100.0	64 100.0	48 100.0	75 100.0	53 100.0	17 100.0						
知っている	140 57.9	37 75.5	103 53.4	43 43.0	64 73.0	41 64.1	23 47.9	38 50.7	30 56.6	12 70.6						
知らなかった	102 42.1	12 24.5	90 46.6	57 57.0	20 27.0	23 35.9	25 52.1	37 49.3	23 43.4	5 29.4						
未加入の最大理由(未加入群)	139 100.0	36 100.0	103 100.0	42 100.0	54 100.0	41 100.0	23 100.0	38 100.0	30 100.0	12 100.0						
加入の必要性ほどくに感じない	76 54.7	25 69.4	51 49.5	21 50.0	33 61.1	22 53.7	9 39.1	26 68.4	10 33.3	6 50.0						
組合費が高い	14 10.1	2 5.6	12 11.7	2 4.8	10 18.5	1 2.4	4 17.4	2 5.3	4 13.3	2 16.7						
職場で不利な扱いを受けるのではと不安	4 2.9	2 5.6	2 1.9	1 2.4	3 7.3	3 7.3	1 4.0	1 2.6	1 3.3	1 8.3						
その他	45 32.4	7 19.4	38 36.9	18 42.9	11 20.4	15 36.6	10 43.5	9 23.7	15 50.0	4 33.3						
加入意思の有無(未加入群)	101 100.0	12 100.0	89 100.0	56 100.0	20 100.0	23 100.0	25 100.0	36 100.0	23 100.0	5 100.0						
ぜひ組合に加入して積極的にかわりたいたい	2 2.0		2 2.2	2 3.6			1 4.0		1 4.3							
まずは話だけでも聞いてみたい	15 14.9	4 33.3	11 12.4	4 7.1	6 30.0	5 21.7	7 27.7	5 13.9	4 17.4							
現時点ではわからない	60 59.4	5 41.7	55 61.8	40 71.4	8 40.0	10 43.5	16 64.0	23 63.9	14 60.9	2 40.0						
加入する意思はない	24 23.8	3 25.0	21 23.6	10 17.9	6 30.0	8 34.8	6 24.0	8 22.2	4 17.4	3 60.0						
労働組合に対する期待	295 100.0	55 100.0	240 100.0	95 100.0	129 100.0	67 100.0	55 100.0	93 100.0	74 100.0	18 100.0						
非常に期待している	36 12.2	13 23.6	23 9.6	4 4.2	24 18.6	8 11.9	4 7.3	6 6.5	12 16.2	1 5.6						
まあ期待している	67 22.9	15 27.3	52 21.8	23 24.2	47 36.4	15 22.4	15 27.3	31 33.3	21 28.4	5 27.8						
あまり期待していない	62 21.0	48 20.0	15 15.8	15 15.8	31 24.0	16 23.9	10 18.2	18 19.4	15 20.3	5 27.8						
まったく期待していない	16 5.4	5 9.1	11 4.6	6 6.3	6 4.7	3 4.5	1 1.8	7 7.5	3 4.1	1 5.6						
わからない	94 31.9	8 14.5	86 35.8	47 49.5	21 16.3	25 37.3	25 45.5	31 33.3	23 31.1	7 38.9						

単位：人、%

資料Ⅱ-2 調査結果一覧表(職種別)

	一般事務	保育士	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	図書館司書	清掃	教育補助員・指導員	交通指導員	税金徴収員・徴税員	生活介助員・支援員	
性別	89 100.0 11 12.4 78 87.6	20 100.0 2 8.7 17 89.5	23 100.0 2 8.7 21 91.3	41 100.0 4 9.8 41 100.0	10 100.0 2 20.0 10 100.0	19 100.0 17 89.5 2 10.5	8 100.0 8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0 8 100.0	23 100.0 1 4.3 22 95.7	8 100.0 2 25.0 6 75.0	8 100.0 2 25.0 6 75.0	7 100.0 1 14.3 6 85.7	
年齢	4 4.5 28 31.5 31 34.8 16 18.0 10 11.2	1 5.0 2 10.0 3 15.0 14 70.0	23 100.0 2 8.7 21 91.3	41 100.0 4 9.8 23 56.1 11 26.8 3 7.3	2 20.0 5 50.0 3 30.0	19 100.0 8 42.1 4 21.1 15 78.9	8 100.0 2 25.0 2 25.0 1 12.5	8 100.0 2 25.0 2 25.0 1 12.5	4 50.0 2 25.0 1 12.5 1 12.5 4 17.4	3 13.0 6 26.1 2 25.0 2 25.0 4 17.4	1 12.5 2 25.0 2 25.0 3 37.5	8 100.0 1 12.5 1 14.3 5 62.5 2 25.0	7 100.0 1 14.3 5 71.4
雇用(任用)形態	89 100.0 30 33.7 44 49.4 15 16.9	20 100.0 9 45.0 11 55.0	23 100.0 17 73.9 6 26.1	41 100.0 17 41.5 10 24.4 13 31.7 1 2.4	10 100.0 9 90.0 1 10.0	19 100.0 8 42.1 4 21.1 7 36.8	8 100.0 8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0 8 100.0	8 100.0 6 75.0 2 25.0	23 100.0 18 78.3 4 17.4	8 100.0 2 25.0 6 75.0	8 100.0 7 87.5 1 12.5	7 100.0 2 28.6 5 71.4
資格の必要性	6 6.8 82 93.2	20 100.0 20 100.0	23 100.0 10 43.5 13 56.5	41 100.0 17 41.5 10 24.4 13 31.7 1 2.4	10 100.0 9 90.0 1 10.0	19 100.0 7 36.8 12 63.2	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 1 12.5 7 87.5	8 100.0 2 25.0 6 75.0	7 100.0 2 25.0 5 71.4	
1回の雇用契約期間	89 100.0 10 11.2 10 11.2 58 65.2 1 1.1 10 11.2	19 100.0 1 5.3 11 57.9 7 36.8	23 100.0 21 91.3 2 8.7	41 100.0 1 2.4 25 61.0 14 34.1 2 8.7	10 100.0 4 40.0 4 40.0 1 10.0	19 100.0 1 5.3 14 73.7 3 15.3 1 5.6	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 5 62.5 3 37.5	23 100.0 16 69.6 7 30.4	8 100.0 8 100.0	8 100.0 6 75.0 2 25.0	7 100.0 3 42.9 4 57.1
任用と任用の間隔の空 白期間の有無	87 100.0 66 75.9 2 2.3 3 3.4 16 18.4	17 100.0 11 64.7 6 35.3	22 100.0 22 100.0	40 100.0 36 90.0 4 10.0	9 100.0 8 88.9 1 11.1	18 100.0 14 77.8 3 16.7 1 5.6	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 5 62.5 3 37.5	22 100.0 20 90.9 2 9.1	8 100.0 7 87.5	8 100.0 8 100.0	7 100.0 5 71.4 2 28.6
更新回数上限の有無	89 100.0 14 15.7 56 62.9 19 21.3	18 100.0 5 27.8 9 50.0 4 22.2	23 100.0 22 95.7 1 4.3	41 100.0 16 39.0 20 48.8 5 12.2	10 100.0 10 100.0	18 100.0 16 88.9 2 11.1	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 3 37.5 3 37.5 2 25.0	23 100.0 10 43.5 5 21.7 8 34.8	8 100.0 8 100.0	8 100.0 5 62.5 3 37.5	7 100.0 1 12.5 5 71.4 2 28.6
現在の仕事での通算 勤続年数	89 100.0 12 13.5 19 21.3 14 15.7 3 3.4 6 6.7 14 15.7 2 2.2 19 21.3	20 100.0 7 35.0 1 5.0 5 25.0 12 60.0	23 100.0 2 8.7 21 91.3	41 100.0 3 7.3 16 39.0 20 48.8 12 29.3	10 100.0 3 30.0	19 100.0 2 10.5 10 52.6	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 3 37.5 3 37.5 2 25.0	23 100.0 10 43.5 5 21.7 8 34.8	8 100.0 1 12.5 2 25.0 2 25.0	8 100.0 1 12.5 2 25.0 3 37.5	7 100.0 1 14.3 2 28.6 3 42.9 1 14.3
勤続上限がなければ 今の職場で働くこと を希望するか	88 100.0 57 64.8 11 12.5 20 22.7	20 100.0 10 50.0	23 100.0 13 56.5 5 21.7 5 21.7	41 100.0 23 56.1 3 7.3 15 36.6	10 100.0 8 80.0 1 10.0 1 10.0	19 100.0 17 89.5 2 10.5	8 100.0 8 100.0	8 100.0 8 100.0	8 100.0 3 37.5 2 25.0 3 37.5	23 100.0 19 82.6 4 50.0	8 100.0 4 50.0	8 100.0 7 87.5 1 12.5 3 37.5	7 100.0 5 71.4 1 14.3 1 14.3

	一般事務	保育士	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	図書館司書	清掃	教育補助員・指導員	交通指導員	料金徴収員・徴収員	生活介助員・支援員	単位・人、%	
雇い止めや再就職に不安がある 対する不安の程度 あまり不安はない まったく不安はない	88 100.0 35 39.8 29 33.0 18 20.5 6 6.8	20 100.0 9 45.0 8 40.0 3 15.0	23 100.0 5 21.7 11 47.8 6 26.1 1 4.3	41 100.0 15 36.6 14 34.1 12 29.3	10 100.0 4 40.0 4 40.0 2 20.0	19 100.0 6 31.6 9 47.4 4 21.1 1 12.5	8 100.0 4 50.0 2 25.0 1 12.5	8 100.0 2 25.0 3 37.5 1 12.5 2 25.0	23 100.0 9 39.1 11 47.8 3 13.0	8 100.0 3 37.5 3 37.5 2 25.0	8 100.0 5 62.5 2 25.0 1 12.5	7 100.0 5 71.4 2 25.0 1 14.3 1 14.3		
週の所定内労働時間	89 100.0 2 2.2 53 59.6 7 7.9 27 30.3	20 100.0 1 5.0 9 45.0 10 50.0	23 100.0 2 8.7 18 78.3 3 13.0	41 100.0 14 34.1 12 29.3 2 4.9 13 31.7	10 100.0 1 10.0 9 90.0	19 100.0 12 63.2 6 31.6	8 100.0 7 87.5 1 12.5	8 100.0 1 12.5 5 62.5 1 12.5	23 100.0 18 78.3 1 4.3 2 8.7	8 100.0 7 87.5 1 12.5	8 100.0 6 75.0 1 12.5	7 100.0 4 57.1 3 42.9		
職務内容(対正職員 比)	88 100.0 21 23.9 56 63.6 8 9.1 3 3.4	20 100.0 16 80.0 3 15.0 1 5.0	22 100.0 11 50.0 8 36.4 3 13.6 1 5.0	39 100.0 14 35.9 21 53.8 4 10.3	10 100.0 2 20.0 6 60.0 2 20.0	18 100.0 9 50.0 2 11.1 6 33.3 1 5.6	8 100.0 6 75.0 1 12.5	8 100.0 3 37.5 3 37.5 2 25.0	23 100.0 3 13.0 1 4.3	8 100.0 4 50.0	8 100.0 3 37.5 5 62.5	7 100.0 2 28.6		
賃金総収入(月額)	3 3.5 12 14.0 19 22.1 13 15.1 8 9.3 28 32.6 3 3.5	19 100.0 7.5~10.0万円未満 10.0~12.5万円未満 12.5~15.0万円未満 15.0~17.5万円未満 17.5~20.0万円未満 20.0万円以上	21 100.0 2 9.5 9 22.0 7 17.1 5 26.3 2 9.5 1 4.8	41 100.0 24 58.5 1 2.4 9 22.0 7 17.1 7 17.1	10 100.0 2 20.0 7 70.0	18 100.0 1 5.6 3 16.7 5 27.8 8 44.4 1 10.0 1 5.6 2 28.6	7 100.0 1 14.3 1 14.3 1 14.3 1 14.3 1 14.3	8 100.0 1 12.5 1 12.5 3 37.5 1 12.5 1 5.0	20 100.0 14 70.0 1 5.0 1 5.0 2 10.0 1 5.0	8 100.0 1 12.5 6 75.0	8 100.0 1 12.5 6 75.0	7 100.0 1 14.3	7 100.0 1 16.7 1 16.7	
2014年の年間総収入 (税金み、勤続1年未 済者は除く)	57 100.0 4 7.0 6 10.5 8 14.0 2 3.5 4 7.0 31 54.4 2 3.5	17 100.0 1 5.9 2 11.8 4 23.5 1 5.9 3 17.6 7 41.2	17 100.0 1 5.9 11 64.7 5 29.4 1 5.9	34 100.0 19 55.9 4 11.8 9 26.5 2 5.9	7 100.0 2 28.6 4 57.1 1 14.3	17 100.0 3 17.6 5 29.4 6 35.3 7 41.2 1 5.9	8 100.0 8 100.0 1 12.5 2 25.0 6 75.0	5 100.0 1 20.0 1 20.0 3 60.0	19 100.0 11 57.9 3 15.8 1 5.3 1 5.3 3 15.8	7 100.0 1 14.3	7 100.0 1 14.3	7 100.0 1 14.3	6 100.0 1 16.7 1 16.7 4 66.7	
(再掲)	31.6 42.1	17.6 41.2	11.8 23.5	94.1 100.0	85.7 85.7	17.6 94.1	25.0 100.0	40.0 100.0	78.9 84.2	14.3 85.7	33.3 33.3	33.3 33.3		
正職員との間の差 全一般職との差に 対する不満度	88 100.0 30 34.1 37 42.0 16 18.2 5 5.7	20 100.0 3 15.0 7 35.0 10 50.0	6 26.1 8 34.8 8 34.8 1 4.3	13 31.7 13 31.7 12 29.3 3 7.3	2 20.0 6 60.0 2 20.0	19 100.0 1 5.3 7 36.8 6 31.6 5 26.3	8 100.0 1 12.5 5 62.5 1 12.5	8 100.0 6 75.0 1 12.5 1 12.5	23 100.0 12 52.2 8 34.8 3 13.0	8 100.0 3 37.5 1 12.5 2 25.0	8 100.0 2 25.0 4 50.0 2 25.0	6 100.0 2 33.3 4 50.0 2 25.0	4 66.7	

		一般事務	保育士	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	図書館司書	満席	新卒補助員・ 指導員	交通指導員	税金徴収員・ 徴税員	生活介助員・ 支援員
		単位：人、%											
暮らしの状況	大変苦しい	89 100.0	20 100.0	22 100.0	41 100.0	10 100.0	19 100.0	8 100.0	8 100.0	23 100.0	8 100.0	4 50.0	7 100.0
	やや苦しい	15 16.9	4 20.0	4 18.2	10 24.4	3 30.0	6 31.6	3 37.5	3 37.5	4 17.4	5 62.5	1 12.5	4 57.1
	普通	41 46.1	12 60.0	9 40.9	19 46.3	4 40.0	11 57.9	8 100.0	2 25.0	9 39.1	3 37.5	3 37.5	3 42.9
	ややゆとりがある 大変ゆとりがある	29 32.6 4 4.5	4 20.0	9 40.9	11 26.8 1 2.4	3 30.0	2 10.5		3 37.5	1 4.3			
仕事上の不安や不満 (複数回答可)	ア. 不安や不満はとくにない	89 100.0	20 100.0	23 100.0	41 100.0	10 100.0	18 100.0	8 100.0	7 100.0	23 100.0	8 100.0	8 100.0	7 100.0
	イ. 解雇や雇い止め	25 28.1		5 21.7	9 22.0	1 10.0	3 16.7	1 12.5	4 57.1	5 21.7	3 37.5	3 37.5	2 28.6
	ウ. 正職員になるのが困難	31 34.8	8 40.0	4 17.4	7 17.1	5 50.0	7 38.9	5 62.5	2 28.6	9 39.1	2 25.0	5 62.5	5 71.4
	エ. 賃金・一時金が安い	17 19.1	3 15.0	3 13.0	4 9.8	1 10.0	4 22.2	2 25.0	2 28.6	1 4.3	1 12.5	2 25.0	2 28.6
	エ. 賃金・一時金が安い	23 25.8	18 90.0	5 21.7	10 24.4	6 60.0	11 61.1	4 50.0	2 28.6	4 17.4	1 12.5	1 12.5	3 42.9
	オ. 正職員との処遇の差が大きい	28 31.5	19 95.0	5 21.7	9 22.0	3 30.0	11 61.1	4 50.0	2 28.6	3 13.0	1 12.5	2 25.0	4 57.1
	カ. 拘束時間・労働時間が長い	4 4.5	2 10.0		1 2.4	1 10.0			1 14.3				
	キ. 働く時間が短い	3 3.4		2 8.7	2 4.9		4 22.2	2 25.0	1 14.3	5 21.7			
	ク. 働いたのに賃金が支払われない時間(不払い・サービズ残業。自宅での作業を含む)がある	3 3.4	8 40.0	3 13.0		1 10.0	1 5.6			1 4.3			
	ク. 働いたのに賃金が支払われない時間(不払い・サービズ残業。自宅での作業を含む)がある	6 6.7	4 20.0	1 4.3	11 26.8	3 30.0	1 5.6	3 37.5	2 25.0	3 13.0	1 12.5	1 12.5	1 14.3
	コ. 仕事かきついできかない	3 3.4	2 10.0		9 22.0					1 4.3			
	コ. 仕事かきついできかない	6 6.7		1 4.3	5 12.2								
	ク. 勤め先の社会保険に入れない	5 5.6		2 8.7	4 9.8								
	ク. 勤め先の社会保険に入れない	3 3.4		3 13.0	1 2.4								
	ス. 自分の能力が仕事に生かせない	3 3.4		6 26.1	2 4.9								
	セ. 教育訓練の機会が乏しい	3 3.4	1 5.0		2 4.9								
	ソ. 能力の向上が賃金増に結びつかない	12 13.5	9 45.0	3 13.0	4 9.8	1 10.0	4 22.2	2 25.0	2 28.6	3 13.0	3 13.0	1 12.5	1 14.3
タ. 仕事の進め方や上司の指示が重く人間関係がよくない	8 9.0	2 10.0	6 26.1	7 17.1					1 14.3	2 8.7	3 37.5	2 25.0	1 14.3
チ. 職場の人間関係がよくない	9 10.1	4 20.0	1 4.3	5 12.2	2 11.1	2 11.1			1 14.3	2 8.7	4 50.0	1 14.3	
ツ. セクハラやいじめがある	2 2.2		1 4.3	1 2.4					1 14.3			2 25.0	1 14.3
テ. その他	6 6.7	1 5.0	1 4.3	4 9.8	1 10.0			1 12.5				1 12.5	1 14.3

		単位：人、%												
		一般事務	保育士	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	図書館司書	満席	教習補助員・ 指導員	交通指導員	税金徴収員・ 徴税員	生活介助員・ 支援員	
		88 100.0	19 100.0	22 100.0	41 100.0	10 100.0	19 100.0	8 100.0	8 100.0	23 100.0	8 100.0	8 100.0	7 100.0	
労働組合（嘱託労） の加入状況	加入している	28 31.8	10 52.6	6 27.3	6 21.3	1 10.0	1 5.3	3 37.5	2 8.7	2 8.7	1 12.5	6 75.0	2 28.6	
	加入していない	60 68.2	9 47.4	16 72.7	41 100.0	10 100.0	18 94.7	5 62.5	8 100.0	21 91.3	7 87.5	2 25.0	5 71.4	
労働の存在を知って いるか（未加入群）	知っている	60 100.0	9 100.0	16 100.0	40 100.0	10 100.0	18 100.0	5 100.0	8 100.0	21 100.0	7 100.0	2 100.0	5 100.0	
	知らなかった	38 63.3	7 77.8	14 87.5	11 27.5	2 20.0	12 66.7	5 100.0	5 62.5	6 28.6	6 85.7	2 100.0	2 40.0	
		22 36.7	2 22.2	2 12.5	29 72.5	8 80.0	6 33.3	3 37.5	3 37.5	15 71.4	1 14.3	2 100.0	3 60.0	
未加入の最大理由	加入の必要性をどくに感じ ない	38 100.0	7 100.0	14 100.0	11 100.0	2 100.0	12 100.0	5 100.0	4 100.0	6 100.0	6 100.0	2 100.0	2 100.0	
	組合費が高い	24 63.2		11 78.6	6 54.5	1 50.0	5 41.7	2 40.0	3 75.0	3 50.0	3 50.0		2 100.0	
	職場で不利な扱いを受ける のではと不安	4 10.5	1 14.3	1 7.1	1 9.1		1 8.3	3 60.0						
	その他	1 2.6					2 16.7							
		9 23.7	6 85.7	2 14.3	4 36.4	1 50.0	4 33.3		1 25.0	3 50.0	3 50.0	2 100.0		
加入意思の有無（未 加入群）	加入意思の有無（未 加入群）	22 100.0	2 100.0	2 100.0	28 100.0	8 100.0	6 100.0		3 100.0	15 100.0	1 100.0		3 100.0	
	ぜひ組合に加入して積極的 にかかわりたい	1 4.5			1 3.6									
	まずは話だけでも聞いてみ たい	2 9.1		1 50.0	1 3.6	1 12.5	4 66.7			2 13.3	1 100.0		1 33.3	
	現時点ではわからない	13 59.1	2 100.0	1 50.0	15 53.6	7 87.5	1 16.7		2 66.7	10 66.7			2 66.7	
	加入する意思はない	6 27.3			11 39.3		1 16.7		1 33.3	3 20.0				
労働組合に対する期 待度	非常に期待している	81 100.0	16 100.0	20 100.0	38 100.0	10 100.0	18 100.0	8 100.0	7 100.0	23 100.0	7 100.0	8 100.0	7 100.0	
	まあ期待している	9 11.1	1 6.3	2 10.0	1 2.6	1 10.0	5 27.8		1 4.3	1 4.3	1 14.3	3 37.5	3 42.9	
	あまり期待していない	27 33.3	5 31.3	9 45.0	8 21.1	2 20.0	6 33.3	2 25.0	1 14.3	7 30.4	2 28.6	1 12.5	3 42.9	
	まったく期待していない	15 18.5	4 25.0	5 25.0	8 21.1	1 10.0	4 22.2	5 62.5	1 14.3	5 21.7	1 14.3	2 25.0	1 14.3	
	わからない	4 4.9	1 6.3		4 10.5		1 5.6			1 4.3			1 14.3	
		26 32.1	5 31.3	4 20.0	17 44.7	6 60.0	2 11.1	1 12.5	5 71.4	10 43.5	2 28.6	2 25.0	2 28.6	

資料Ⅲ-1 嘱託職員の「報酬額」「週勤務時間」「更新上限回数」(「嘱託・取扱要領」より)

【定型的嘱託職員】

職種	報酬額		週勤務時間	更新上限回数
事務嘱託員	月額	177,300円	29時間	4
広報活動事務員	月額	177,300円	29時間	4
総合案内嘱託員	月額	177,300円	29時間	7
手話通訳者	月額	190,600円	29時間	7
印刷業務員	月額	177,300円	29時間	4
防災担当嘱託員	月額	225,200円	29時間	4
文書管理事務員	月額	177,300円	29時間	4
本庁舎用務員	月額	177,300円	29時間	4
避難支援プラン推進員	月額	190,600円	29時間	4
労務管理推進員	月額	177,300円	29時間	4
健康管理推進員	月額	209,200円	29時間	4
研修業務専門員	月額	177,300円	29時間	4
市民税賦課事務員	月額	177,300円	29時間	4
償却資産課税台帳整理員	月額	177,300円	29時間	4
納税推進員	月額	190,600円	29時間	4
施設管理事務員	月額	177,300円	29時間	4
市民相談員	月額	177,300円	29時間	4
住民活動推進員	月額	177,300円	29時間	4
安心安全推進員	月額	177,300円	29時間	4
消費生活調査員	月額	190,600円	29時間	4
計量検査消費生活推進員	月額	190,600円	29時間	4
国際研修指導員	月額	206,600円	29時間	4
国際交流指導員	月額	190,600円	29時間	4
男女共同参画専門員	月額	177,300円	29時間	4
女性相談員	月額	190,600円	29時間	7
環境都市推進員	月額	177,300円	29時間	4
環境管理推進員	月額	177,300円	29時間	4
レセプト点検嘱託員	月額	177,300円	29時間	4
国保嘱託員	月額	190,600円	29時間	4
国保滞納整理嘱託員	月額	177,300円	29時間	4
国保求償事務員	月額	177,300円	29時間	4
国保保健相談員	月額	190,600円	29時間	7
墓地整備事務員	月額	177,300円	29時間	4
国民年金相談員	月額	177,300円	29時間	4
火葬場業務員	月額	225,200円	29時間	4
アイヌ生活相談員	月額	190,600円	29時間	
ろうあ者相談員	月額	190,600円	29時間	7
手話通訳者(福祉)	月額	190,600円	29時間	7
障害者相談員	月額	190,600円	29時間	7
障害者総合相談員	月額	193,300円	29時間	7

職種	報酬額		週勤務時間	更新上限回数
機能訓練指導員	月額	190,600円	29時間	7
生活相談員（高齢者）	月額	190,600円	29時間	7
高齢者総合窓口相談員	月額	190,600円	29時間	7
生きがい活動推進員	月額	190,600円	29時間	7
高齢者訪問指導員	月額	190,600円	29時間	7
介護認定訪問調査員	月額	190,600円	29時間	7
生活実態調査員	月額	190,600円	29時間	4
自立支援相談員	月額	190,600円	29時間	4
地域生活支援員	月額	177,300円	29時間	4
介護扶助事務員	月額	177,300円	29時間	4
就労支援員	月額	190,600円	29時間	4
就労指導員	月額	190,600円	29時間	4
面接相談員	月額	190,600円	29時間	4
生活保護特別指導員	月額	190,600円	29時間	4
生活困窮者自立支援相談員	月額	190,600円	29時間	4
管理事務員	月額	182,600円	29時間	
保健衛生指導員	月額	190,600円	29時間	7
管理業務員	月額	193,300円	29時間	4
母子自立支援員	月額	190,600円	29時間	7
家庭児童調査員	月額	190,600円	29時間	7
嘱託保育士	月額	211,900円	31時間30分	4
保育所用務員	月額	195,900円	31時間15分	4
家庭児童相談員	月額	190,600円	29時間	7
性の悩み相談員	月額	190,600円	29時間	7
臨床心理士	月額	209,200円	29時間	7
心理相談員	月額	190,600円	29時間	7
母子保健指導員	月額	190,600円	29時間	7
母子訪問指導員	月額	190,600円	29時間	7
青少年センター相談員	月額	177,300円	29時間	4
青少年センター指導員	月額	177,300円	29時間	4
青少年育成指導員	月額	177,300円	29時間	4
子どもの体験活動推進員	月額	177,300円	29時間	4
児童会館嘱託員	月額	177,300円	29時間	4
児童会館嘱託指導員	月額	177,300円	29時間	4
工業団地管理業務員	月額	177,300円	29時間	4
中小企業振興専門員	月額	177,300円	29時間	4
空港管理業務員	月額	201,200円	29時間	4
ばん系馬生産推進員	月額	177,300円	29時間	4
ばんえい競馬業務員	月額	177,300円	29時間	4
営農指導員	月額	203,900円	29時間	4
農地相談員	月額	177,300円	29時間	4
技術補助員（建築指導）	月額	177,300円	29時間	7
会計事務員	月額	177,300円	29時間	4

【非定型的嘱託職員（管理人含む）】

職種	報酬額	週勤務時間	更新上限回数
東京事務所業務推進員	月額 173,200円	24時間	7
賞状等筆耕事務員	月額 135,600円	15時間	4
宿直員	月額 184,700円	29時間	4
代替当直員（宿日直）	日額 11,540円		
総合案内代替嘱託員	時間 843円		
バス運転員	月額 163,700円	26時間	4
顧問弁護士	月額 100,000円		
産業医	月額 130,000円		
精神保健医	月額 130,000円		
メンタルヘルスカウンセラー	時間 4,330円		
顧問不動産鑑定士	年額 400,200円		
市税収納事務員	月額 150,700円	25時間	4
コミュニティセンター事務員	日額 6,530円		7
コミュニティセンター事務員（パート）	日額 3,600円		7
つつじヶ丘・みなみ野福祉センター事務員	日額 3,530円		7
大空会館事務員	日額 6,210円		7
大正トレーニングセンター事務員	日額 6,210円		7
大正トレーニングセンター事務員（土曜日）	日額 6,530円		
川西農業者研修センター事務員	月額 186,100円	28.5時間	7
コミュニティセンター管理人	月額 95,500円	30時間 割振	7
大空会館管理人	月額 95,500円	30時間 割振	7
福祉センター管理人	月額 66,800円	21時間 割振	7
大正トレーニングセンター管理人	月額 112,800円	30時間 割振	7
川西農業者研修センター管理人	月額 104,800円	30時間 割振	7
コミュニティセンター・大空会館代替管理人	日額 3,670円		
福祉センター代替管理人	日額 3,670円		
つつじヶ丘・みなみ野福祉センター管理人	月額 68,200円	21時間 割振	7
農業センター管理人（愛国・桜木・太平・八千代）	月額 39,300円		
富士農業センター管理人	月額 73,300円		
無料法律相談弁護士	時間 8,530円		
交通指導員	月額 144,600円	24時間	7
交通安全誘導員	時間 1,400円		7
森の交流館・十勝事務嘱託員	日額 6,530円	25時間 割振	4
森の交流館・十勝管理人	月額 107,600円	30時間	7
畜犬取締・野犬掃討業務員	月額 153,800円	23時間	7
公害環境分析員	月額 144,600円	24時間	4
自然環境監視員	回 6,500円以内		
特定外来生物防除従事者	回 3,220円		
住民記録事務員	月額 120,600円	20時間	4
住民記録事務員（パート）	日額 4,100円	15時間	4
戸籍住民課分室事務員	日額 6,530円		4
戸籍住民課分室代替事務員	日額 6,530円		
火葬場業務員	時間 1,770円		4
墓地管理人	年額 53,700円		
川西支所分室事務嘱託職員	日額 6,530円		
生活館管理人	月額 86,450円	24時間	7
生活館代替管理人	日額 8,660円		
障害者訪問相談員	月額 155,500円	24時間	7
障害認定調査専門員	月額 155,500円	24時間	7
ピアカウンセラー	月額 83,340円	15時間	7

職種	報酬額		週勤務時間	更新上限回数
高齢者福祉事務嘱託員	月額	168,700 円	28 時間	4
介護認定専門員	月額	155,500 円	24 時間	7
介護認定整理員	月額	144,600 円	24 時間	4
介護保険料徴収相談員	月額	144,600 円	24 時間	7
介護認定業務従事専門員	月額	155,500 円	24 時間	7
介護給付業務推進員	月額	155,500 円	24 時間	7
中国残留邦人等の支援相談員	日額	9,470 円	7 時間	
福祉事務所嘱託医	月額	54,280 円		
福祉事務所嘱託医	日額	13,570 円		
精神科医師	日額	38,400 円		
大正健康増進センター管理人	月額	39,300 円		
川西健康増進センター管理人	月額	39,300 円		
嘱託医師	年額	179,800 円		
嘱託医師 (障害児)	年額	179,800 円		
嘱託医師 (歯科)	回	26,100 円		
障害児保育相談員	年額	179,400 円		7
保育料徴収整理員	月額	168,700 円	28 時間	4
保育料徴収指導員	時間	1,430 円		4
保健センター嘱託医	月額	146,760 円		
保健センター嘱託医	時間	12,230 円		
乳児検診医師	回	26,100 円		
予防接種医師 (BCG)	回	18,000 円		
看護師保健師	日額	7,570 円		
看護師保健師 (3 時間)	日額	3,790 円		
心理相談員	月額	184,000 円	28 時間	7
家庭児童相談員	月額	155,500 円	24 時間	7
性の相談指導員	日額	8,590 円		
栄養指導員	時間	1,440 円		7
地域活動指導員	回	4,090 円		
青少年センター指導協力員	回	1,970 円以内		
天文・工作指導員	日額	10,510 円		4
窓口業務・プラネタリウム投影嘱託員	日額	7,400 円		4
市民活動交流センター事務員	時間	930 円		4
労働相談員	月額	32,000 円		
労働者生活相談員	月額	144,600 円	24 時間	4
求職者就業支援相談員	月額	150,700 円	26 時間	4
ポロシリ自然公園管理人	日額	6,530 円		
空港管理業務嘱託員	月額	171,000 円	25 時間	4
市有林監視員	月額	16,800 円以内		
有害鳥獣嘱託駆除員	日額	7,120 円		
有害鳥獣嘱託駆除員 (アライグマ等捕獲、ヒゲマ目撃・足跡見回り)	回	3,220 円		
広野農業担い手センター管理人	月額	73,300 円		
農業センター管理人 (清川・以平)	月額	73,300 円		
農林業センター管理人 (幸福・戸葛・上帯広)	月額	39,300 円		
戸葛調理加工研修センター管理人	月額	39,300 円		
ばんえい競馬獣医師	日額	19,500 円	24 時間	7
ばんえい競馬業務員	月額	159,000 円	26 時間	4
放置自転車等防止指導員	月額	126,600 円	21 時間	4
樋門樋管操作員	回	2,530 円		
ユニバーサルデザインアドバイザー	回	4,140 円		
緑の健康診断員	日額	10,330 円	16 時間	7
公営住宅収納管理員	月額	144,600 円	24 時間	4
医療機関案内嘱託員	月額	108,500 円	18 時間	4

資料Ⅲ-2 嘱託職員の病気休暇及び特別休暇（「嘱託・取扱要領」より）

別表6（第9条関係） 病気休暇

区 分	負傷又は疾病のため療養する場合	公務上又は通勤による負傷又は疾病のため療養する場合
定形的嘱託職員及び非定形的嘱託職員 （週20時間以上勤務する者に限る。）	1年50日以内（有給）	1年90日以内（有給） ※公務上又は通勤による期間、 及び左記の期間を含む。

※ 前年度に引き続いて病気休暇（3日以上）の病気休暇を受けるものは、一般職の常勤職員が前年に引き続いて病気休暇を受ける場合の例による。

別表7（第10条関係） 特別休暇

理 由	期 間	定形的 嘱託職員	非定形的嘱託職員 （週20時間以上勤務する者に限る。）
1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	有給
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合	必要と認められる期間	有給	有給
3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離の場合	必要と認められる期間	有給	有給
4 地震、水害、火災その他の災害による交通遮断、その他交通機関の事故等の不可抗力により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給	有給
5 地震、水害、火災その他の災害により嘱託職員の現住居が滅失し、または損壊した場合	必要と認められる期間	有給	有給
6（忌引休暇） 親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当の場合	別表8のとおり	有給	有給
7（生理休暇） 生理日における就業が著しく困難である女性嘱託職員が申し出た場合	3日以内	有給	有給
8（法要休暇） 配偶者、父母、子の法要の場合	1日以内	有給	有給
9（結婚休暇） 結婚する場合	結婚1週間前から結婚後4週間の間、5日以内	有給	有給
10（産前産後休暇） 女性嘱託職員が出産する場合	出産前後を通算して16週間以内（多胎の場合は22週間）	有給	無給
11（育児時間） 生後1年に達しない子を育てる嘱託職員が、その子を育てるために授乳等を行う必要がある場合	1日2回それぞれ30分以内 ただし、1日7時間以上の勤務が割り振られてる場合は、1日2回それぞれ1時間以内	有給	無給

12（妊娠通院休暇） 妊娠中の女性嘱託職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間1回 妊娠満36週から出産まで 1週間1回 必要と認められる時間	有給	無給
13（妊娠障害休暇） 妊娠満4週以上の女性嘱託職員が妊娠障害（つわり）のため就業が著しく困難な場合	出産までの間 5日以内	有給	—
14（夏季休暇） 夏季の期間（7月1日から9月30日まで）において、心身の健康の維持及び増進等のため勤務しないことが相当である場合	3日 定形的嘱託職員及び非定形的嘱託職員（週20時間以上勤務するもので週の勤務日数が4日以上者） 2日 非定形的嘱託職員（週20時間以上勤務するもので週の勤務日数が4日に満たない者）	有給	有給
15（子看休暇） (1) 一類感染症若しくは二類感染症又は風しん、流行性耳下腺炎若しくは水痘にかかった場合で、職員が看護することがやむを得ないと認められるとき （※学校保健法施行規則第20条の出席停止の基準による。） (2) 就学前の子の負傷又は疾病により、嘱託職員が看護することがやむを得ないと認められる場合	(1) 必要と認められる期間 (2) 5日以内 (就学前の子が2人以上の場合は10日以内)	有給	有給
16（短期介護休暇） 要介護者の介護を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内 (要介護者が2人以上の場合は10日以内)	有給	有給
17 市長が特に必要と認める場合 ・国又は地方公共団体が主催又は後援して行う研修会の講師等の依頼を受けた場合 ・国民、道民を挙げて実施する大会（オリンピック、国民体育大会、道民スポーツ大会等）に選手又は役員として参加する場合 ・保険者が実施する人間ドックを受ける場合	必要と認められる期間	有給	有給

備考1 法要、忌引のため遠隔地に赴くときは実際に要した往復日数を加算することができる。

2 所属長は特別休暇の理由を確認する必要があるときは、その理由を証明する書類等の提出を求めることができる。

資料Ⅳ 嘱託労の 2014 年度職場要求及び賃金要求（定期大会議案集より）

○職場要求

1. 雇用について

- 1) 1 年契約を廃止し身分の不安定を解消すること。
- 2) 定年を 65 歳とすること。
- 3) 平成 14 年度以降採用者の再更新について、職場が認めた場合選考とすること。

2. 各種休暇について

- 1) 有給休暇を職員と同様にすること。
- 2) 病気休暇を職員と同様にし、休暇中の身分を保障すること。

3. 非定型嘱託職員の労働条件の改善について

- 1) 週 20 時間以上勤務する嘱託職員を定型職員とし、休暇等の条件を定型と同様にすること。
 - ① 産前産後休暇を有給にすること
 - ② 公務による病気休暇を 90 日にすること。
 - ③ 育児時間を有給とすること。
 - ④ 妊娠通院休暇を有給とすること。
 - ⑤ 妊娠障害休暇を制度化すること。
 - ⑥ 夏季休暇について、週の勤務日数が 4 日以上の場合実数 3 日とすること。

○賃金要求

1. 月額報酬を、市職員給与表 1 級 47 号とすること。
2. 報酬の最低額を 1 時間当たり 1410 円とすること。
3. 職にかかわる報酬額の不均衡を調査し改善すること。
4. 経験加算廃止に伴う報酬減額の激変緩和を行い、その減額財源を他の報酬改善の原資とすること。
5. 事務職の賃金日額を 8840 円とし、他の職も同率で引き上げること。
6. 時間外勤務の実態を調査し、割増報酬の予算措置を実施すること。

資料V 調査票

【回答方法】この調査は、帯広市に雇われて働く臨時・嘱託（非正規）職員の方々を対象としたものです。質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。回答は原則としてひとつのみです。ただし【複数回答可】の質問もあります。

1. はじめに、あなたのこと（属性）についておたずねします。

問1 性別は ①男性 ②女性
 問2 年齢は ①10歳以下 ②20～24歳 ③25～29歳 ④30～34歳 ⑤35～39歳
 ⑥40～44歳 ⑦45～49歳 ⑧50～54歳 ⑨55～59歳 ⑩60歳以上

問3 あなたを含めた世帯の人数は () 人 ※単身の場合は「1人」、世帯とは一緒に暮らしているひと。

問4 あなたが一緒に暮らしているひとの全てに○をつけて下さい
 ア. 誰もいない (一人暮らし) イ. 配偶者 ウ. 子ども エ. 親 (配偶者の親を含む)
 オ. あなたの兄弟姉妹 カ. その他 ()

問5 あなたの世帯で、現役で働いているひとの全てに○をつけてください (あなた自身は除く)
 ア. あなたの配偶者 イ. 父親 ウ. 母親 エ. 兄弟姉妹 オ. その他 ()

問6 子どもがいるという方にお聞きします。

- 1) 現在、通園・通学中の子どもの数はありますか。
 ①いない ②いる ⇒ 人数は () 人
- 2) 通っているのは(当てはまる全てに○を)
 ア. 保育園・幼稚園 イ. 小学校 ウ. 中学校 エ. 高校 オ. 専門学校 カ. 大学・院

問7 あなたの最終学歴は ①中卒 (高校中退を含む) ②高卒 ③各種専門学校卒
 ④高専・短大卒 ⑤大卒 ⑥大学院卒

II. 以下では、現在のお仕事についてお聞きします。まず雇われ方を中心にお聞きします。

問1 あなたの雇用形態は
 ①臨時職員 ②嘱託職員 (定型的) ③嘱託職員 (非定型的)
 ④その他 () ⑤わからない

問2 あなたの職種・仕事は
 ①一般事務 ②保育士 ③保健師 ④介護 ⑤相談員 ()
 ⑥保育補助員 ⑦学校給食 ⑧学校事務補 ⑨学校用務員 ⑩図書館司書
 ⑪運転職 ⑫清掃 ⑬その他 ()

【具体的な仕事の内容は】

問3 仕事をやるにあたって資格は必要とされていますか。
 ①必要 (具体的な資格名は) ②とくに必要とはされていない

問4 1回の雇用契約期間は
 ①6ヶ月未満 ②6ヶ月間 ③1年間 ④学期ごと ⑤その他 ()

問5 再度任用 (雇用) されるまでの「空白期間」は
 ①なし ②1ヶ月程度 ③1ヶ月超6ヶ月未満 ④6ヶ月 ⑤それ以上

問6 更新回数の上限は ①とくにない ②ある () 年で終了予定 ③わからない

問7 今の仕事に従事してきてから、通算の勤続年数はどの位になりますか。
 ①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～2年未満 ④2年～3年未満
 ⑤3年～5年未満 ⑥5年～8年未満 ⑦8年～10年未満 ⑧10年以上

問8 もしも、更新回数・年数に上限がなければ、今の職場で働き続けることを希望しますか。
 ①希望する ②とくに希望しない ③わからない

問9 あなたは、雇い止め (契約更新されないこと) や、今の仕事を辞めた後の就職・雇用に対して不安はありますか。

- ①非常に不安がある ②不安がある ③あまり不安はない ④まったく不安はない
 【雇用不安の思いなどありましたら、具体的に書き下さい】

問10 今の雇用形態 (非正規) で働く理由は何ですか、次の中から該当する主な項目について3、2以内で選んでください。

- ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから イ. 成果や責任を強く求められなくなったから
 ウ. 育児・介護等のため エ. 技術・技能・経験を生かしたいから
 オ. 家計にゆとりを持たせるため カ. 生活を維持するため
 キ. ある程度労働時間・労働日を選べるから ク. 仕事以外の趣味などの時間を優先したかったから
 ケ. 生きがいや交友関係が広がるため コ. その他 ()

III. 次に、働き方や賃金についてお聞きします。

問1 あなたの週(所定)労働時間は何時間ですか。
 ①週20時間未満 ②週20～30時間未満 ③週30～35時間未満
 ④週35時間以上 ⑤その他 ()

【不安や不満の内容を具体的にお書きください。】

問2 あなたの仕事の内容は、正規の公務員（正職員）との対比でどのような関係にありますか。

- ① 正職員と同様の職務に従事
- ② 正職員よりも高度な内容の職務に従事
- ③ 正職員よりも軽易な職務に従事
- ④ 職場に正職員がいない

問3 賃金についてお聞きします。

1) あなたの賃金の支払い形態と金額を教えてください。

① 月給制 ② 日給月給制 (日額 _____) 円 ③ 時給制 (時給 _____) 円

2) 1ヶ月間の平均的な賃金総収入(税込み。残業代や諸手当を含む)は、おいくらですか。

(_____) 万 (_____) 千円

3) 今年(2014年)1年間の賃金総収入額(税込み。残業代や諸手当を含む)は、おいくらでしたか。

- ① 今の仕事でまだ1年間働いていない
- ② 100万円未満
- ③ 100～125万円未満
- ④ 125～150万円未満
- ⑤ 150～175万円未満
- ⑥ 175～200万円未満
- ⑦ 200～250万円未満
- ⑧ 250～300万円未満
- ⑨ 300万円以上

問4 あなたの生活は主に何によっていますか。該当するものを1つ選んでください。

① あなたの自身の収入 ② 配偶者の収入 ③ 子どもの収入 ④ 親の収入 ⑤ その他 (_____)

問5 正職員との間の賃金・処遇面での差についてどう思われますか。

- ① とくに不満はない
- ② 多少の不満がある
- ③ 不満がある
- ④ 非常に不満がある

問6 現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか。

- ① 大変苦しい
- ② やや苦しい
- ③ 普通
- ④ ややゆとりがある
- ⑤ 大変ゆとりがある

IV. 仕事の不安や不満、労働組合に関することをお聞きします。

問1 仕事上の不安や不満をお聞きます。

1) 当てはまる全てに○をつけてください。とくにない場合には「ア」に○をつけてください。

- ア. 不安や不満はとくにない
- イ. 解雇や雇い止め
- ウ. 正職員になるのが困難
- エ. 賃金・一時金が安い
- オ. 正職員との加算の差が大き
- カ. 拘束時間・労働時間が長い
- キ. 働く時間が短い
- ク. 働いたのに賃金が支払われない時間(不払い・サービス残業、自宅での作業を含む)がある
- ケ. 有給休暇が取りにくい
- コ. 仕事がつき
- サ. 勤め先の社会保険に加入できない
- シ. 仕事にやりがいがない
- ス. 自分の能力が仕事に生かせない
- セ. 教育訓練の機会が乏しい
- ソ. 能力の向上が賃金増に結びつかない
- タ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い
- チ. 職場の人間関係がよくない
- ツ. セクハラやいじめがある
- テ. その他

2) 上で回答したような不安や不満は誰に相談していますか(主な相談先を1つ)。

- ① 相談する必要はとくに感じていない
- ② 相談したいが相手がない
- ③ 労働組合に相談している
- ④ 職場の同僚に相談
- ⑤ 上司に相談
- ⑥ 職場以外の友人・知人に相談
- ⑦ 家族に相談
- ⑧ その他 (_____)

問2 労働組合(帯広市嘱託職員労働組合)のことについてお聞きます。

- 1) あなたは労働組合に加入していますか ① 加入している ② 加入していない
- 2) 「②加入していない」という方にお聞きします。労働組合が存在することを知っていますか ① 知っている ② 知らなかった

2-a) 「①知っている」という方にお聞きします。労働組合に加入しない最大の理由は

- ① 加入の必要性をとくに感じない
- ② 組合費が高い
- ③ 職場で不利な扱いを受けるのではと不安
- ④ その他 (_____)

2-b) 「知らなかった」という方にお聞きします。労働組合に加入する意欲は

- ① せむ組合に加入して積極的にかかわりたい
- ② まずは話だけでも聞いてみたい
- ③ 現時点ではわからない
- ④ 加入する意欲はない
- ⑤ その他 (_____)

3) 労働組合に対する期待は ① 非常に期待している ② まあ期待している ③ あまり期待していない ④ まったく期待していない ⑤ わからない

最後に、労働組合に対して求めることやご意見などを自由に御書ください。

お忙しいところたいへん有り難うございました。